

きのう きょう あした 夢のある未来へ

夢郷Ⅰ

佐野甲区地域づくり計画書

平成24年3月

京丹後市久美浜町・佐野甲区

平成23年度 地域まちづくり支援事業 計画調査事業・計画策定事業報告書

はじめに

平成23年、24年。私たちの佐野甲集落も、時代の流れの中で大きく変貌しつつあります。

平成23年3月11日の東日本大震災(宮城県北部沖地震)、9月3日の紀伊半島記録的豪雨等、自然の驚異と想像を超える力、災害等(福島第1原発事故に伴う放射性物質の脅威)を目撃するとともに人の力、海外からの支援も含めた人間の絆を再認識させられた年でもありました。

私たちの集落は平成23年5月29日の台風2号、9月21日の台風15号被害を受けましたが、佐野甲区自警消防団・市消防団、集落内の関係役員、地域の方々や京丹後市、京都府の関係機関等の支援の中で平成23年度12月、業務に区切りをつけ、新しい年を迎えております。

佐野甲区も平成23年度から新たな「部」体制の中で、事業計画に沿って区の業務を執行してきました。区は1月から12月までの1年間の事業・会計年度ですが、補助事業は4月から翌年3月までの年度として継続します。

平成24年1月から区は新しい役員の体制となっています。補助事業の業務は、区の役員交替に関係なく年度の最終月である3月まで継続します。

過去の役員の交替が、1月から3月の業務の取り組みを空白(皆無)としたこともありますが、本誌は平成23年度補助事業の一つとして、平成24年3月まで取り組んだ「佐野甲区・将来づくり」の計画調査事業と計画策定事業をまとめたものです。

集落にとって「将来づくり計画」を持つことは、今後の集落環境を整備するために有益です。

本誌には佐野甲区等が持っているデータ、新たな意見、関連資料を掲載しています。

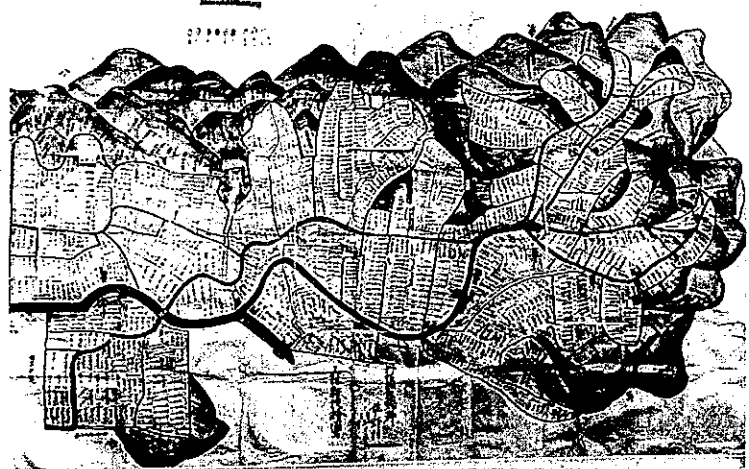
事業計画の実施には、これからの集落の状況、社会的変化等に対応できる検討と整理を加えつつ、前回の事業計画を利活用することが大切です。

計画は状況の変化にともない反省と評価、修正を行いながら、新たな未来づくりの取組活動を継続していくことが求められます。過疎・少子化、高齢化、自然環境等の変化に対応していくためには、役員が中心となりつつも、集落全体が協力して活動を進めていくことが必要不可欠です。

各具体的事項は、その年の役員会で検討し、区内の組織間で役割分担を行います。総会で選任された区等の役員を先頭に、集落内での理解と協力、内外の行政・団体からの支援を得ながら佐野甲区自身が事業に取り組むことになります。

将来を担う次世代と集落リーダー、その年の区業務への区民一人一人の参加と活動は、明日の佐野甲づくりそのものです。

末筆ですが、本誌配付にあたりご協力いただきました皆様方、関係役員の皆様にお礼を申し上げます。



目次

Contents

はじめに

I. 集落の計画づくりの経過	1
II. 策定の趣旨 性格	3
III. 佐野甲区の現状と課題	3
IV. 佐野甲区の将来像	4
～明るい夢、実現～	
V. 将来づくり計画の期間	4
VI. 佐野甲区の活動方向	4
VII. 佐野甲区の振興方向	4
1. 集落の産業基盤づくり	4
2. 集落の自然、環境、歴史の保全と継承	5
3. 生活する人、している人の暮らしの向上	5
資料 佐野甲区地域づくり計画書概念図（第2期中山間MP概念図との対比）	6
・島根県市木地区夢づくりプラン ・佐野甲区の高齢者福祉	7
・将来づくりに必要なこと ・佐野甲の要望 ・佐野甲F など	10

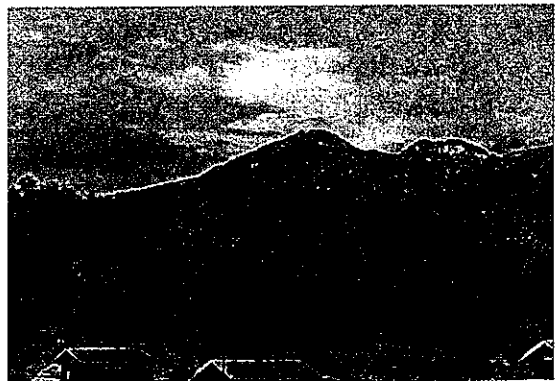
資料

I. 将来への区関係継承	14
資料 佐野村誌 ・佐野甲区に関わる過去の推移	14
・第一図 山林耕地小地地名図 ・第二図 佐野区地名考	16
・分収造林契約地図等（丹後地区契約変更説明会・資料、実施されている公社造林）	18
◇関係3事業地（151）佐野（184）佐野才谷（270）佐野2	21
II. H23佐野甲区地域づくり計画関連資料	24
資料 アンケート整理、提案様式、調査結果まとめ	24
・H16 佐野甲区マスタープラン ・H23 佐野甲区執行体制	27
III. 第3期中山間マスタープラン	30
IV. H23農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）・活動計画（一部）	32
V. 獣害軽減に向けた水田の餌源低減策について	33
資料 京都府 鳥獣害タスクチーム / H24.2.17 区役員会資料	33
・ヘアリーベッチの試作栽培について	35
VI. H23農業振興地域制度の概要（H23 農振見直しに関わる市説明会資料）	36
VII. 佐野甲区中山間（第2期対策）5年間の評価アンケート集約（概要）H22.5	39
VIII. 人と野生鳥獣の共生の村づくり事業計画書（久美浜町佐野甲地区）H21.3	45
IX. H18年度京丹後市農業農村振興ビジョン・中間資料（H19.10）141佐野甲	48
～佐野甲の農家数、総戸数、経営耕地面積の推移と将来予測～	48

I. 集落の計画づくりの経過

H23 2/6 区総会	○H23年度事業計画、予算の総会承認
2/18 役員会	○事業計画等の実施について動けるものは（早く）動くことが必要であることを確認 （参考）地域振興対策事業補助金の活用 ・佐野甲は事前にしておくべき事ができていない ・地域まちづくり計画を持たない。計画を定めた地区とはなっていない
3/18 役員会	○過年度(H19～)しなかった。できなかった事項について認識 ○「農地・水保全管理支払交付金」・H23～27の5カ年間の新規制度について意見交換
4/21 役員会	○佐濃地区区長会、町区長会・区長連絡協議会等の報告 意見交換の(2) ↓↓ ◆京丹後市地域振興対策事業の実施について協議する 地域まちづくり支援事業は計画調査・策定事業の2つ（調査等の経費に助成がある） 各事業、10万円を限度として、経費の2/3以内の額が助成される （きょうたんごお知らせ版 No.169） （参考）佐野甲区の要望等を含み「○○○まちづくり計画」とする（整理：H24.3月目途） 集落として補助施策が少しでも有利に活用できる、計画を佐野甲区として持つ ＜例、整理していくべき将来計画の一般的な内容は＞ ○佐野甲区の現状・課題…… 区内の魅力、歴史、情報、現在の計画（中山間MP等）、区民意識アンケート ○将来像……… 何をめざす？どんな集落であるのか ○計画期間……… 約10年。当面5年先 など ○振興方針……… 振興する方針、大まかな項目 ○計画（※注）……… 暮らし、地域、もの、元気、人づくり… ○地域づくりの役割……… 区=役員 婦人 子ども等 ○区内団体・組織との意見交換 ……> 意見等が出ない ○部制での5か月経過・検討評価・課題 ……> 意見等が出ない
6/24 事業要望	○京丹後市地域振興対策事業補助金交付申請書（H23年度）提出 （区）→まちづくり支援事業の「計画調査」と「計画策定」を1年度で進めたい （市）→・市として予算確保、内容チェックしたい ・集落からの提出資料の中で、気になる事項等を確認したい ・2つの事業、それぞれの事業となることを認識すること
8/24 区臨時総会	○農地水保全管理支払交付金の取組承認（H23～H27(5カ年)代表者に役員を一任する） ○その他、佐野甲として「地域づくり計画」をつくることを報告。 計画をつくることは集落の要望等を含み補助施策(実施、採択)に取り組みしやすくしていくものであることを説明

- 9/10 意見交換会 ○「佐野甲区将来づくり」意見交換会（夜、佐野甲区集会所にて）
 ① 区役員会等経過の報告をするとともに、意見交換の場を持ったことを説明
 ○主な意見
 ・区内において「話し合いの場」を増やすべき（尉ヶ畑地区が活発に思うが？）
 ・全員が参加できる何かの取組をすることが必要
 ・集落内の若い人を引っ張り出すことが必要ではないか
 ・集会所トイレの男女別の分離を考えて
 ② 情報提供、意見等の様式を配布し、提出を依頼
- 11/6 懇談会 ○佐濃地区軽スポーツ大会の反省・懇談会に同席し、将来計画づくり等に関わる若い人からの意見を依頼（様式を配布）
- 11/7 事業要望 ○集会施設等の整備をH24年度において実施したいとする調書を提出
- 11/14 先進地活動事例調査 ○島根県邑南町市木地区「地区の将来づくり」の取組活動について視察調査
 ① 安夢未（あゆみ）プロジェクト活動の取組
 ② 地元役員（自治会長、町議員、婦人会、町担当者）との意見交換
 ○佐野甲区役員会に事例調査の状況を報告
- 12/14区役員会 ○佐野甲区地域づくり計画に係る関連資料の整理について、各組長他へ協力の依頼
 ・計画づくりの意見等の回収が進まないのので、各組内の意見等の整理をお願いする（意見等を区内に求めても、なぜ意見が出てこないのか？）
- 12/16講演会 ○地域づくり講演会（夜、久美浜市民局）に副区長が参加
 広島県安芸高田市・川根地域の川根振興協議会 会長 辻駒 健二氏の講演
 ↓
 計画の資料整理、準備作業を開始
 ↓
 ○京丹後市地域振興対策事業補助金交付申請書（H23年度）を再々提出
 市から、12/26付け3協働第676号で「交付決定」の通知
- H24 1/1区役員会 ○素案メモ「佐野甲区・夢郷土、地域まちづくり計画書」の説明。（H23年役員へも配布）
- 2/3区役員会 ○素案メモ「佐野甲区の要望」等の報告・説明（H23年役員へも配布）
 ・計画は10年程度を目標として見据えるが、当面中山間及び農地水対策の5年間を意識し5年間の計画とする。最近の役員間の引継ぎ不十分な面もあり、参考とする資料を含んだ整理を考えている。
 ・概要整理後に提出のアンケートもあり、含んで整理する。



2012.2 佐野甲から見る高龍寺

II. 策定の趣旨 性格

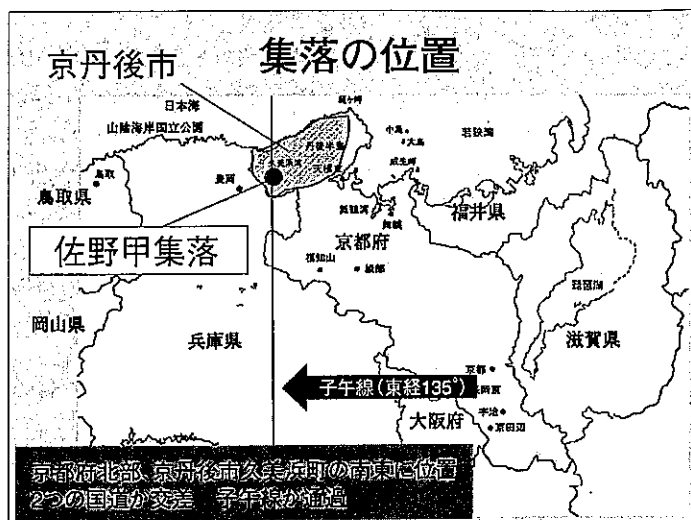
H23年度区業務の中で、区の要望を前進させていく上で、有利となる「集落の方針」が無い、持っていないことを再認識させられました。それは、外部から認知された「佐野甲区・地域まちづくり計画書」がないという実態です。

一方、農業側の計画は、第二期中山間地域等直接支払制度の基礎になった「将来の集落像についてのMaster Plan（マスタープラン）」、また、現在の第三期対策も5年間の「プラン」に基づく活動を実施しています。

H23年度「農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）」の取組もH27年度までの5カ年計画による活動を展開しています。

この策定した計画書は、今後、更に話し合いを進め検討・協議、追記しながら、「将来づくりの方向」をその時代に沿った必要な改善を加えていくことが大切です。

H24年度以降、「佐野甲区将来づくりの計画書」を意識し、明日の佐野甲区づくりに利・活用することが必要です。この計画書は、H23年度地域まちづくり支援事業（地域まちづくり計画調査・地域まちづくり計画策定事業）の報告書です。



III. 佐野甲区の現状と課題

私たちの集落は、京都府京丹後市久美浜町の南東に位置し、2つの国道（312号線、482号線）が交差する丹後地域の交通基盤の要所であり、集落内を兵庫県明石市に至る子午線（東経135度線）が通過しています。

最近では京都の電波を受けていますが、以前は鳥取県、兵庫県の電波が主流でした。

農地は昭和47年～49年度の第2次農業構造改善事業で基盤整備された農用地を中心として谷間に広がっています。

山間部の未整備田は、米の生産調整の対象地（転作ほ場）として、また隣接する山林への人の出入りも少なくなった影響か、獣による農業基盤の被害が拡大し、遊休地、荒廃化が進行しています。

佐野甲区は、基盤整備された農地と一体的に改良された国道178号線（現312号線）、河川（佐濃谷川・佐野川）及び集落の裏側に山林を有する集落です。

近年、少子・高齢化と戸数の減少に伴い、空き地・空き家が混在した集落となっています。

戸数は71戸で人口約207人程度、60歳以上が45%を占めている状況で、H23年3月には区老人会が解散し、区内の婦人会、子供会の構成員数も少なくなりつつあります。

区内に組織されている「佐野甲区自警消防団」は若い人たちが構成され、将来の担い手となるべき年齢層で、集落の未来を創る層として今後の活躍に期待できます。集落の役員体制も新たな部制に移行しましたが、今後の業務の執行が課題でもあります。

これらの若い世代の役員がリーダーシップを発揮し、将来の村づくりへ私たちに誘導していくことを期待するものです。

佐野甲区を取り巻く社会的環境は、時代とともに大きく多様な内容で変化を続けています。

集落の抱える課題の改善と未来づくりに取り組み、過去からの円滑な住み繋ぎと引継ぎを行いながら、区としての総意工夫（知恵）と活性化の取組（活動）を集落自身が繰り返していくことが必要です。

活動は個人や世帯の生活が成り立つことを基本とし、集落内での生活機能を補完しつつ画一的でなく、その時代に沿った幅広い活動の実践と展開が大切です。

Ⅳ. 佐野甲区の将来像 ～明るい夢、実現～

佐野甲区のみんなが元気で楽しく暮らせる、心豊かな思いやりのあるふるさと
元気・活気がある集落、美しい自然環境を持つ夢郷土

Ⅴ. 将来づくり計画の期間

- 計画策定年度の基準は、H23年度（H24年3月）とする
目標年度は10年後（H34年度）、15年後（H38年度）も意識する
- 当面の目標は5年後、H29年度（H30年3月）とする
（参考）・第三期中山間地域等直接支払制度の実施、5年間（H22～H26）
・農地水保管理支払交付金の実施、5年間（H23～H27）
・事業制度の継続・拡充、新規事業等も想定（H28以降～）

Ⅳ. 佐野甲区の活動方向

活動の基本として、策定した「佐野甲区地域づくり計画」を参考とする。
合わせて、区民一人ひとりの健康づくり、健康であることも基本に考える。

- 活動の主体
 - ・生活する個人等で取り組むもの
 - ・隣組で取り組むもの。所属する組織で取り組むもの
 - ・集落(区)として取り組みするもの
- 活動の協働
 - ・集落内での協働、外部力との協働（行政、団体との連携）
協働＝共に励まし助け合っていく
- 活動の視点（対象等）
 - ・産業（農業・米づくり、野菜づくり、山づくり）
 - ・佐野甲の自然、環境、歴史
 - ・生活する人
- 将来づくりへの手法と方向
 - ・集落（生産・生活）基盤、環境、施設の維持・保全、改善・向上
 - ・集落コミュニティの増進と区民（世代）間の交流の促進
 - ・高齢者対策
 - ・佐野甲の地区外（都市部含む）との交流・協働
 - ・世代間の知恵を生かす行動、役割分担による地域づくり



8年目を迎える和牛の放牧



H23.9.5 佐濃小学校・牛の学習会

Ⅶ. 佐野甲区の振興方向

1. 集落の産業基盤（農業・米、野菜・山）づくり

少子・高齢化、世帯・人口の減少とともに農業就農人口も減少しています。

佐野甲区の農業は、1人の担い手農業者に農地を集積し、中規模農家と自給的農家が複合的に組み合わせ、集落農業の基盤を維持し保全していると言えます。

約36戸が米＋野菜、約11戸が自家用野菜を我が家の食材として家庭菜園で生産確保し、必要な加工品（漬物、味噌、コンニャク等）も確保しています。集落の農家（約7割程度）は47戸、非農家は24戸となっています。

農業人口の減少は後継者不足、農地の荒廃化、農業基盤施設の管理等に課題を生じていますが、第3期中山間地域等直接支払制度、農地・水保全対策等の取組集落であることから、効果的に活用しつつ、「外部」からの支援、関連する施策の導入も考えながら前向きな対応が必要となります。

また、山に入ることが激減し、山林の荒廃が下流域の災害に結びつく例もあります。

今後の農地と山林の管理、資源としての有効利用、農業関連施設の保全と管理等について集落として考えていく必要があります。

集落の産業基盤である農林業の将来を考え、いろいろな側面から地域資源としての研究と検討等を含めて、区として必要な取組を実践する活動が求められています。

集落を形成する農業・農村基盤の維持・向上と利活用の取組

2. 集落の自然、環境、歴史の保全と継承

佐野甲区内には神社、石塔、史跡等の文化財がありますが、これらの状況、情報を集落の多数の人々が共有しているかどうかは疑問です。

年配の人は知っていても若い世代での認識と把握は、不十分です。集落上流の「比治山」から下手の「八つ橋」までの用排水を含めた農地の状況、主要な水源、井堰、ため池等について把握できていないのが現状です。

ふるさとの自然、環境、歴史等をもう一度振り返り、これらの情報の共有とその内容についての発信、継承が必要です。

子供たちが歩きながら作る地区のマップ、地域の宝さがし、川遊びや魚釣り場所のスポット地図等の取組は、自分たちの村を「知る」「再確認する」1つの取組活動でもあります。

各年齢層・男女・子供たちの発想と知恵を集落として有効に生かすことが大切です。

保全、継承等（学習、村を知る、交流）の取組、活動の役割分担

3. 生活する人、している人の暮らしの向上

情報化社会は、通信等の環境に都市部・農村部の格差を少なくしていますが、集落での情報の生かし方、使い方に格差を存在させています。集落（旧村）でホームページを立ち上げながら、地区内の様子・必要な連絡事項等を集落内に知らせたり、地域の福祉活動に利用しています。また必要に応じて、集落の情報を地区外へ発信するなど、情報化を地域づくりの取組に生かしている集落事例もあります。

集落での少子化・高齢化、世帯の減少傾向は想定できますが、集落の活動は生活する個人や世帯の生活があって、その活動が可能となります。

生活集落の弱体化により自分の集落での自治活動ができない例もありますが、佐野甲区の場合は集落としての力を持っています。区内での互助、生活環境の補完、世代間の交流、域外との交流等、幅広い集落活動を検討し、将来へ向けた積極的な活動を行っていく必要があります。

H23年からの新しい体制が機能するために、役員間の引継ぎと集落の役員であることを認識しながら、業務活動しやすいよう、活気ある集落、元気な役員体制で、必要な改善をしていくことも大切なことです。

人づくり、生活環境の保全・向上の取組、人・コミュニティの取組

- ・高齢者対策

集落の主要施設の適正な管理と活用。必要な改善

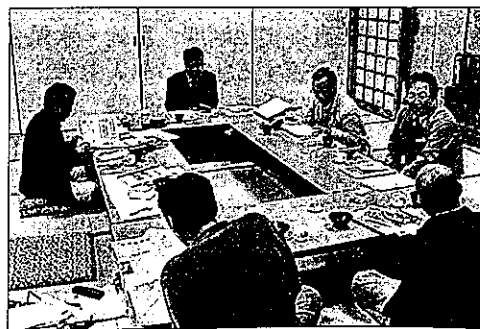
- ・佐野甲区集会所（消防車庫、子供館併設）
- ・2つの作業場（下作業場は、電気柵・機器保管庫、除雪機格納庫）
- ・農村広場
- ・区内道、農林道

計画づくりの参考とするための活動事例調査（現地視察（島根県「市木地区」）において、その地区の「ふるさと回帰」・「夢プラン」の活動状況についての聴取と地元役員さんとの意見交換をしました。

この「夢プラン」の中に、次の「3つのまとめ」があります。

- ① 住民1人ひとり自らが考え、話し合い、汗を流す
- ② お互いを認め合い、目標に向かって力を合わせ、共に働く
- ③ 私たちの地域づくりの教科書は、私たちの地域の中にある

そして、市木地区の「問題点や課題の解決策について」は、①産業 ②住環境 ③人づくり ④福祉 に整理され、具体的な活動は「安夢未プロジェクト」のデータ部、森林部、交流企画部等の各部で実践されている様子で、集落の計画づくりを考える1つの機会となりました。



事例調査（話し合い）の状況

佐野甲区地域づくり計画書の概念図（第2期中山間MP概念図との対比）

第2期中山間活動目標と当面の活動の概念図

2005年		2010年		2015年		2025年	
現在 H17.3		5年後 H22		10年後 H27		20年後 H37	

将来像：かけがえのない私たちのふるさとを創る

○ ふるさとの基盤を守る。創る。………◆想定 集落の農地等：28ha
・山、川、農地、生活人等が交わる集落
・丹後地域の主要な幹線道路が交差する集落

○ ふるさとの基盤を活かす。………→
・集落の抱える課題について共通認識を持つ集落
・様々な組織・人・つながりが効果的に連携している集落
・自然と共生する集落
・環境や景観の保全、美しい地域空間づくりを取り組む集落

○ 潤いと安らぎのある、活気あるふるさと。………→
・地域の魅力いっばいづくりを進める社会
・慈しみ、暖かい、活気、楽しさのある地域社会
・地域住民のコミュニティあふれる
ふるさとの景観を形成している地域社会

→ 5～10年後に想定できる背景

・少子高齢化の進行、集落戸数、人口の減
本格的な少子高齢化の到来、集落基盤の低下・組織機能（集落力）の弱体化
・退職者層（就）農家の微増、価値観の変化
・交通網の整備（都市との時間短縮）
・農業振興地域・農用地面積の減（H17.2 集落の基本計画の見直し作業）
・農林地の荒廃、農作物の鳥獣被害の増
・新たな取組視点の必要性（→集落を担う次世代層のリーダーシップ→）
・集落排水事業の進展
・集落で生活するという基本的環境は変わらない

佐野甲区地域づくり計画の概念図

2012年		2017年		2022年		2032年	
現在 H24.3		5年後 H29		10年後 H34		20年後 H44	

H17時点から変化したと感じられること

- 集落機能が弱くなってきている
 - ・少子化、過疎、高齢化の進行。老人会解散
 - ・区と連携しない世帯、区内に空き家、農地に空き地
 - ・次世代への役員移行がスムーズにできない
（過去役員の再就任、世代間意識の格差、支援体制不備）
- 田舎も都市も無縁社会の風潮が蔓延
 - ・自分のこと、周囲のことは気になるが地域に対する関心希薄
 - ・高齢者独居世帯
 - ・個々の発言がにくい
- 獣による農産物、集落・生産基盤の被害の拡大
 - ・対策は継続しているが被害が減少しない
 - ・家の周辺にも多発し被害を与える獣

将来像： 明るい夢、実現

- ◇ 前向き役員体制とリーダーシップの発現
- ◇ 集落基盤、環境、施設の維持保全と改善・向上
- ◇ 集落コミュニティの増進と区民間交流の促進
- ◇ 高齢者対策
- ◇ 地区外との交流・協働
- ◇ 世代間知識を生かす行動、役割分担での地域づくり

〈積極的な動き〉

- ◇ 集落役員の意欲的活動と連携
- ◇ 他地区の取組事例調査を生かす
- ◇ 集落機能補完サポート体制を創る



スギの木

市木地区夢づくりプラン

市木地区夢づくりプランは、市木地区自治会の発足を機に相互扶助の精神のもとに地域活性化を願い「私たちの地域は私たちが守る」を合言葉に行政の支援を得ながら、より実行性のある地域活性化計画として策定されたものです。

「協働」という活動が
これからの地域づくりに大きな役割を果たします

- ・山や川への関心を高める学習機会を設ける
- ・空き家や土地を調査し有効利用検討

- ・環境保全や美化活動の展開
- ・防犯による安心安全な地域づくり

住環境

- ・消防車、救急車除雪車などの路線を整備

- ・公民館活動の積極的参加
- ・子ども達を育てる環境づくり

人づくり

- ・伝統芸能や文化財等に対する学習及び保存活動
- ・伝統的技術者などの人的資源の登録、活用
- ・女性の声を反映させる機会の増加
- ・生涯現役の精神の涵養
- ・子育て環境支援として3世代家族の奨励
- ・子育てに対する不安の解消
- ・瑞穂ハイランドスキー場との連携

取組みを行う主体別に分類をしています

行政主体
協働主体
住民主体

- ・田畑の維持管理、有効利用
- ・里山づくり、動物との住み分け対策
- ・観光等の地区マップ作成
- ・道路環境の整備による行動圏拡大
- ・ツーリズムによる都市交流
- ・イベントの企画

産業

山林の地籍調査の早期実施

- ・農地荒廃防止
- ・高齢者の生きがい活動
- ・森林資源の利活用
- ・瑞穂インタースの利用促進対策
- ・情報通信環境を活かした施設の利活用

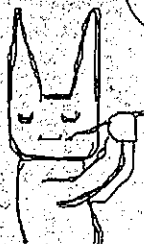
- ・声かけ運動等の実践
- ・子どもやお年寄りの見守り隊
- ・お年寄りのサロン活動

福祉

- ・日帰り託老所の開設
- ・電話予約制交通機関等の検討

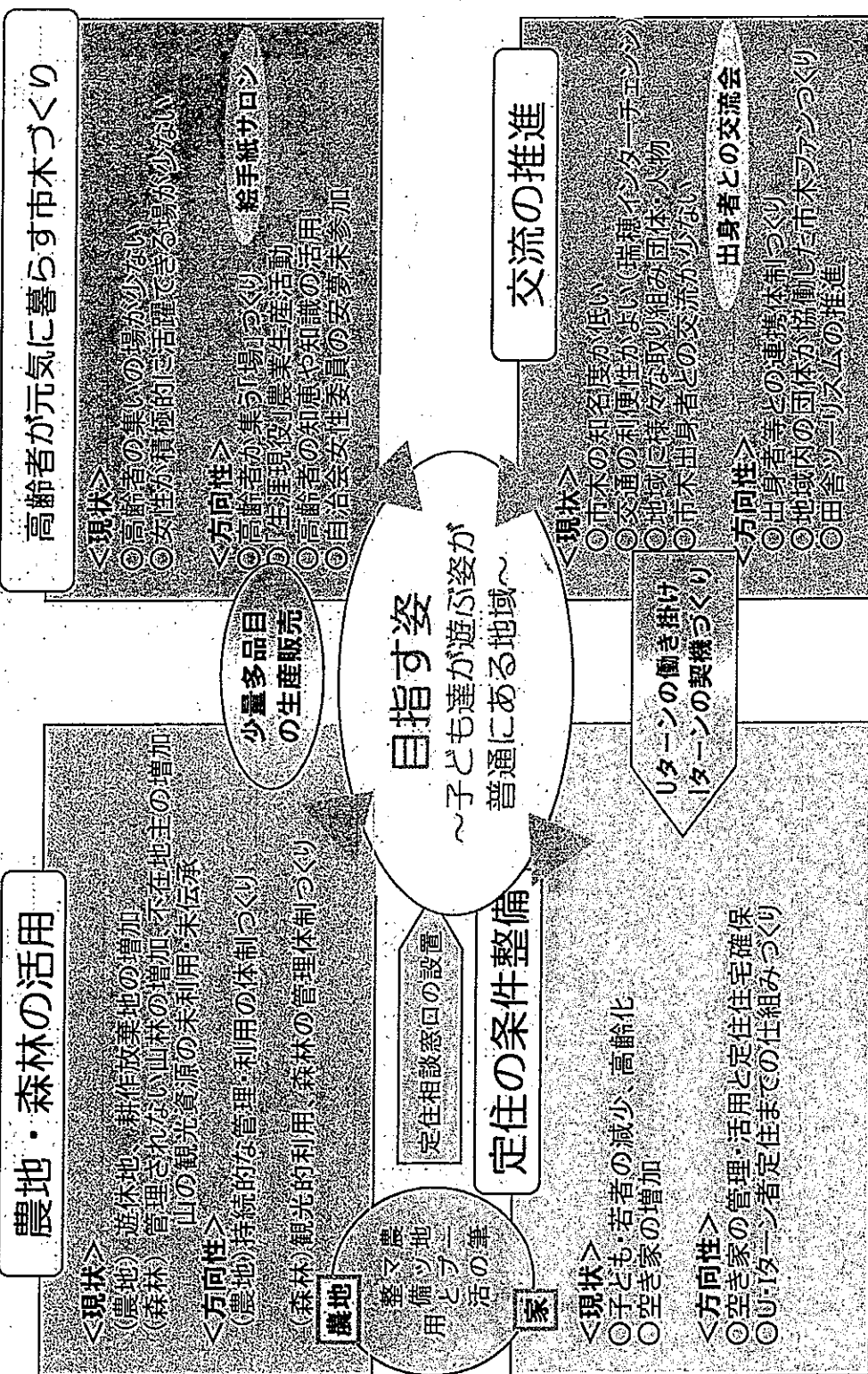
住民一人ひとりが将来の市木地区のあり方を
自分たちで研究、協議して活動することが大切です！

「人を中心とした人と人とのつながり」による
「ふるさと回帰の市木地区」をめざしていきます！



平成20年3月 市木自治会

市木 長期展望



佐野甲区の高齢者福祉

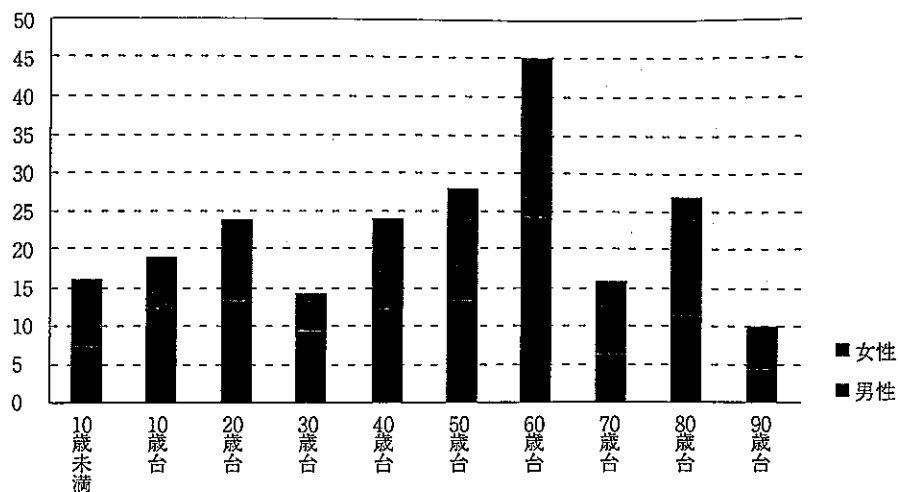
1. 人口の構成

年代別人口構成 →

H23年 9 月末現在
市資料では226人

2. 人口構成の特徴 (H23.9現在)

一般に65歳以上を高齢者と呼びます。佐野甲の高齢者比率は26%です。5年後を推察すると42%となり、高齢化は一段と進むと考えられます。



3. 高齢者福祉の基本目標

ア 生きるよろこびが実感できる集落をつくる

実感できる集落とは、高齢者自身が健康で生きがいを持ち地域、家族から必要とされ、生きいきと地域で暮らし、敬愛される集落です。一人ひとりが健康で、安心、安全に暮らせる集落。また、高齢者の介護予防、閉じこもり予防などの支援と「生きるよろこびが実感できる福祉の地域」の実現を基本目標とします。



佐野甲ふれあいサロン (会場：集会所)

イ 目標の実現にむけて

○ 壮年期 (40歳～) からの生活習慣の見直しと介護予防対策

寝たきりや認知症にならないためには、転倒、骨折などを未然に防ぐとともに、若い頃からの生活習慣の改善により生活習慣病等を予防することが重要です。

・ 高齢化、過疎化の進み、これらからも人口、世帯とも減少していくことは必至

○ 地域コミュニティの充実

子供からお年寄りまで気軽に集まって語りあい、世代を越えてゲームや昔の遊びが楽しめる場所づくり、また小物づくりなどを通じて、地域の人々がふれあう場所づくりを支援していきます。

・ ふれあいサロンと納涼祭の充実と継続
・ 高齢者、独居世帯には日常からの心配りが必要
・ 都会で問題になっている孤独死等も無視できない状況

○ 高齢者の社会参加と生きがい対策の推進

生きるよろこびを実感し生活するには、高齢者が尊敬、敬愛され自らの知識や経験を生かし、社会に参加していくことが大切です。区としても、昔のやり方から時代に合った仕組みへ変えていくことが必要と考え、高齢者は若い芽を摘むのではなく、必要な情報を次の世代へ伝えることが必要です。

・ サツマイモの植付、収穫等、佐濃小学校との協働実践

○ 認知症高齢者に対する対策

認知症は高齢者自身はもとより、介護している家族の日常生活に様々な支障を生じさせ、介護が困難なケースが多く見られます。認知症に対する正しい知識と理解を深め、本人だけでなく家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

・ 個人情報、プライバシーの問題もあるが情報を共有し助け合っていくことが大切
・ 「市の出前講座」など利用しての研鑽の努力も必要

○ 健康教室

高齢者が生きるよろこびを実感し生活するには、まず健康でなければなりません。そのために自身の体の状態を把握し、保健士に相談し指導を受ける機会をつくります。さらに軽く体をほぐす体操で、転倒しにくい体づくりに努めます。

分収造林地
(184) 佐野才谷

至 峰山

将来づくりに必要なこと

- 河川関係：佐野川改修と浚渫、谷筋河川の整備（牛谷川、殿谷川）
- 道路関係：集落内の道路側溝整備と路面雨水の処理、危険箇所の改善（溝蓋等）
集落内の市道の改修・整備と農林道の改修・整備
- 用水路・排水路等の維持管理・改善・整備
- 砂防堰堤の設置 牛谷、殿谷、水クミ谷
- 集落施設の改修と保全管理（集会所・作業場・農村広場）
- 区民で取り組む農業と林業
（相互扶助・平等実施による農業対策、山林の管理）
- 集落環境づくり
（美しい環境づくり対策、高齢者対策、区民の安心と安全対策）
- 子ども達の育成対策

(151) 佐野

(270) 佐野2

ハツラアースゾーン整備区域

○ 上作業場

○ 佐野甲区集会所
（消防車庫・子供館）
・農村広場

○ 下作業場（電気柵格納場所）
除雪機格納庫

国道312号線

国道482号線

至 但東

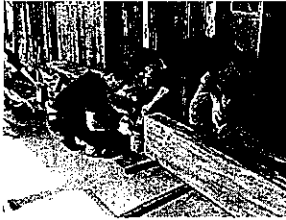
至 久美浜・豊岡

平成16年10月 空から見た「ふるさと佐野甲区」

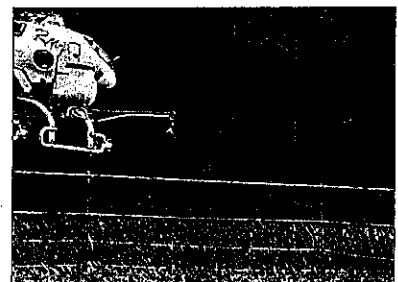
最近の区要望の内容

H23.10.4現 (H23.8.18 役員会資料)

要望分野	内 容	施 工 箇 所 等
河川関係	佐野川の改修と浚渫	・上流部～下流部 ・減勢工、坂ツラ、寺谷川合流部分下流の浚渫 ・台風災害等による護岸の崩壊拡大、修繕が必要 ・寺谷川の上流砂防堰堤、上流部の浚渫
	牛谷川、殿谷川の整備	降雨による土砂等の流入堆積による氾濫を繰り返している
	参考メモ	○吉岡富士枝宅裏の井堰切り下げは、護岸崩壊に繋がるため困難とのH22年度の回答有 但し、堆積土砂もあり大雨の時、宅地内に増水流入するため河川内の浚渫について要望 井堰板の脱着を考慮しながら円滑な流れを意識する管理が必要 ○寺谷川合流地点の上流部はH23年度一部実施 ○佐野川の上流部、寺谷川、御御堂谷川、井谷川、下津谷川の護岸等の整備は必要 ○区内、谷部の河川（小河川）整備も必要
道路関係	佐野甲区内・道路側溝	・集落内の側溝整備、路面雨水等の処理 辻百合子前から→小國文男宅下まで 矢田八幡神社参道口から→吉村新一郎宅前まで (下流は、H23年度実施済) ・整備済み側溝の溝蓋等の設置
	区内の市道の整備	・比治山円頓寺線 ・佐野円頓寺線(殿谷) ・寺谷線 ・上道線 ・地シワ佐野乙線
	農林道の整備	・牛谷の路面・側溝等 ・井谷農林道 ・河川の改良、比治山・下津谷・才谷付近の林道及び側溝
	国道312号の歩道整備	上作業場裏側、新佐野橋に歩道の設置
用排水路	用水路、排水路	・上道水路取水口の改良 H23.5災害で一部、市道補修済みだが、取水口の不具合有 ・元佐濃南小学校跡地・裏付近（谷川・用水） 降雨による土砂等の流入堆積による氾濫を繰り返している ・殿谷川、牛谷川の用水路整備 ・上長水路地シワ（7組）の用水路の改良
	参考メモ	○用排水路、道路等については、実施中の第3期中山間集落協定管理体制、H23年度から取り組み開始した佐野甲農地水保全会と連携しながら役割分担が大切
砂防堰堤	牛谷(小牛谷) 殿谷 水クミ谷	・大雨の時、土砂の流出・堆積等の被害が出ている ・市道等が河川化し隣接農地等に被害を及ぼしている ・上流部に砂防堰堤が必要である
	参考メモ	○牛谷は、S40年代からの要望 3箇所の谷とも台風の時には、谷川の氾濫。上流部からの土砂の流失が続いており、砂防堰堤等の設置が必要 ○上流部の山林管理の実施についても必要
集 会 所	厨房、トイレの改修 室内の改修	・H23.6 供用開始している下水道に排水部を接続し、集会所の環境改善が必要 ・大会議室のふすま等が床、敷居等の沈下、歪みで動かない状況となっており改良が必要
	参考メモ	○佐野甲区の基幹施設である集会所の環境整備を図る 子供館、自警消防団の倉庫等を併設しており、集落拠点箇所を整備することにもなる ○使用の際は事前に申し込み、使用後の整理整頓や適切な使用管理を維持することが大切

共同作業場	適切な維持管理  コミュニティの机づくり	H16年度の台風23号被害の対応として、2つの作業場、旧農機格納施設の屋根の改修を実施（第1期中山間対策）したが、状況を見ながら適切な維持管理が必要 ・上作業場 … 区農会部作業場として使用 ・下作業場 … 第2期中山間事業導入の電気柵格納庫等として使用 ・下作業場横・共同機械格納庫 … H23年度から除雪機械格納庫として使用 H24年度、内部に整理格納棚の設置予定
農 林 業	区民で取り組む水田農業	・区事業計画による農業対策を、平等な責任の負担と相互扶助による実施が大切 ・農地に隣接する山林の管理を農地の管理面から、また獣害対策からも実施していくことが必要（山林所有者の協力）
	参考メモ ○毎年、各戸に目標作付面積が提示されるが、個人間でのその実施の格差が存在 作付可能数字を超えて水稻作付を多くする人、実際の耕作面積で真面目に目標数値に努力する人、多い転作をする人。非協力的な人（依頼しても言い訳している）との格差が存在 年当初の総会で、区及び中山間から目標達成の努力について連絡されるが、この解消、農地から山林への地目変更、米の作付の多い人の協力等の平等性の確保が必要 ○獣被害は農作物、道路、河川等、また、営農意欲にも大きな被害を与えている。区全体での被害対策の継続実施と必要施策への前向き対応が必要 京都府農林水産技術センター環境部、森林部、丹後農業普及センター等との連携・継続	
環境づくり	美しい環境づくり	・健康散策道の環境づくり(歩く道周辺・花づくりと清掃) ・集落施設・周辺の環境づくり(草刈り含む) ・ファミリーガーデンの促進と互見 ・区内と我が家のクリーン作戦。ゴミの分別収集の徹底 ・祭礼行事活動、納涼祭等の継続と新たな事業の実施
	高齢者対策	・「ふれあいサロン」(子どもとの交流)の充実 ・声かけによるコミュニケーションと元気づくり ・佐濃地区敬老会等に参加して集落内、地区内のほっとする交流と新鮮な見聞、お互いの情報・交流の場も大切 ・元気世代との交流で知恵を生かす。必要なことを伝承する
	区民の安心と安全	・防災訓練の継続、我が家の災害対策 ・健康づくり ・自警消防団の区内活動の継続と充実 ・除雪作業による通路の確保 ・区内道路等における迷惑駐車防止 ・区内、各団体活動と団体間連携と役割分担の実施
	参考メモ	○ふるさとづくり、健康づくり、コミュニティづくりの取組は、村の環境づくりを進め集落の元気・健康づくりに結びつく 現在の活動継続と内容の総意工夫に努めながら、研鑽充実していくことが大切 また、関係する府・市、団体等からの支援や施策、連携等を効果的に活用することも必要

無人ヘリによる共同防除作業



1. 佐野甲F（F）とは

すでにいろいろな団体があるが、丁度20代30代の女性が所属する団体がなく、地域の行事などにも参加することができていない現状がある。そこで球技大会の打ち上げで盛り上がったメンバーを中心に佐野甲を元気にしようと集まることを始まりとする。



2. 目的

何と言っても住んでいるところがしらけているよりも盛り上がっている方がいい。

普段から交流しておくことで横のつながりができ、いざという時や困っているときに助け合える。

高齢化といいつつも、実は若い女性陣が大勢いることに気付く！みんなで普段からコミュニケーションをとっておくことで地域の行事に参加しやすくなり、それが佐野甲の雰囲気や元気を明るくすることができる。

3. 見通し

まずは佐野甲にどれくらいの若い女性がいるかを把握する。年齢制限等は設けず、あくまで地域の横のつながりが結べる事を目的とする。始めから急がずに長く続けられる動きをしていく。

まず中心となるメンバーをおき、無理せず気軽に近づいてもらえるような雰囲気を作る。1人1人が声をかけ、協力を依頼し人数を増やしまとめていく。佐野甲を盛り上げようというのに、おもしろくないと感じられると元も子もないので、女性としてあくまで家庭や仕事を優先に、気軽に集まれる雰囲気作りを心掛け、長く続けられるようにする。

4. 活動

新しい活動を始めるのは現実的にきびしかったり、長く続けていく上では負担になったりすることが考えられる。そこで、球技大会や地区運動会への参加、春祭りやカラオケ大会など今ある行事に参加し盛り上げていくことから始める。（それぞれの行事への参加の仕方も、具体的に構想が練ってあるので必要であれば入れます）

5. 将来的に

例えばおせち料理作り、春の七草や山菜採り、豆まきや七夕、墓掃除や盆の水のみづくり、年越し蕎麦や「どんど焼き」など、核家族化や近代化でだんだんと消えつつある伝統や文化を継承できるような活動につなげていく。作ったものを配ることでさらに盛り上がる事が考えられる。

一区民からの提案

区民全体の交流が少なく仕事等に出てしまっていると尚更、交流の場が限られてしまいます。

春まつりや納涼祭などがあっても一部のみの盛り上がりだけで、参加が減ってしまうので、1人1人が気軽に参加出来る行事などの考案が必要ではないでしょうか。

たとえば区民全体で今流行のB級グルメグランプリを開催したり、この村には桜の木がたくさんあるので、お花見などはいかがでしょうか。区が中心となり、盛り上げていかなければと思います。

昔ながらの行事(例:こんにゃく作り、ごんぼもち、昔からのお宮さんのしきたり、みそ作り等)をする楽しみや喜びを伝えていける場や機会があればいいと思います。

また、一人住まいの方への配慮や連携も大切かと思います。



佐野

佐野の庄は佐濃村が中心で、近郷の村を含めた総称であつた。佐野の地名に付ては小國家先祖伝説に、佐野東ノ善源義教建武年中鎌倉を退去山陰道「伊路の郷」に降る（六二〇年前）とあつて、元伊路村と称したものと思われる。「イデ」の字に付ては井地谷の地名も残つておりその正否は判明しない。

この村の重要なことは佐野の城址と城主のことである。佐野の城址（岩）は佐野村の東方に聳える丘陵で本城に通ずる古道や切通し等がある。又小宇地シワ殿谷にも城山（見張所）があり、古井戸や「的場」の地名も残つておる。

城主佐野備前守（一色氏の部将）源祐昌は源義教十二代の後胤で、油池の意布伎城に居つたが、天正十年（三七七年前）一色五郎義晴の命を受け、油池城より佐野城に移り岩を固めておつた。ついで長岡軍と力戦落城後油池城に帰り自殺したといわれ、ここに佐野城は亡びたのである。

さてここで佐野備前守以前のことを考察すると、丹後国田数帳に佐野郷の内十三町六反三百八歩「佐野四郎」とあり（外に井上主計一町八反もある）当地方の豪族であり、佐野の城に居つたかに思われるが、腑に落ちない点も多少ある。

さて佐野は比治山峠の麓にあつて山陰道の要路にあたり次場であつた。石高も八百石を越え郡内でも屈指の大部落である。元一五〇戸以上あつたが、乙丙を分離して現在は甲区は九〇戸以内である。地形長蛇の如く野中界より峠の頂上までは四キロ以上もある。比治山峠は昔から名だたる大峠であつたが、昭和五年陸道が貫通し今は眺望絶佳の場所と愛つた。

此峠は昔からけん峻な坂道であつたが、新道が出来ると遠隔志家により道路の改修や茶室の設備も計画されていた。明治二十六年頃新道開通後、辻角蔵が茶屋を営業（峠の側には関茶屋）し通行人憩の場所であつたが、陸道が貫通して無人の峠となつた。又坂つらに小国吉太郎吉岡伝蔵の二軒があつたが、小国吉太郎は昭和二年震災により、吉岡伝蔵（現長平）は昭和二十八年九月の水害の山崩に逢いそれ／＼本村へ移転したので人家は全くなつた。

小宇古川地帯はむかし川であつたと口碑されておるが区長の古文書によると元禄年代かと思われる。

史蹟として前記佐野城跡の外、寺址として寺谷の寺屋敷、比丘尼屋敷（天保十年頃心了庵あり）井地谷及び地シワの庵屋敷、古墳として地シワ親王の森、榎本の古墳等があるが資料に乏しく口碑にすぎない。

名工として金谷に鋳物師（藤原清七の祖）があつたが創業年代は詳でないが附近に金鋳場がある。

さてその全盛時代の状況を推察するに八幡神社・愛宕神社、七面大明神、妙久寺等の寄進物、村の上下に在る大石塔（二〇〇年前）及墓の石碑に表われ、又中長の屋敷、小桑村と同額の地所を持ち、建物もそれと同じ程あつた等各種の口碑によつても窺われる。

次に屋号土居（現小田弥太郎）がある。

三十二代用明天皇の御宇丹波国に三鬼ありて人を騙す事甚し、皇子金磨親王に退治の宣旨あり、此時親王に従て退治に功あり、悪兵庫頭藤権貞と武家の号を賜ふ。

宅地内に小社を建立して親王を祭る

部落内主要事業

青年倶楽部新築（大正昭六辻吉太郎へ売却）公会堂兼作業場新築（昭六）上下作業場（昭二三相導入）、農道及村道、寺谷線（昭九）横次及下津谷農道（昭一〇）農道御堂谷線（同一七）井谷線（同一九）殿谷線（同一三）仲田線、駿河線、門の下線（同一五）日焼知間線（同一六）金谷線、知間線、墓の下線（昭二七）部落電話（三三、一二、四開通）

横次区有山は大正元年模範林として（大正元一二、三一）区会決議六〇年地上権設定、京都府へ分収植林に貸与（最初地元二割府八割後五割に歩合変更）専ら地元の人夫を以て撫育、その間々伐数回、昭和三十一年西側を売却その跡へは同三十二年一部植林

愛宕神社山林松材は慶応年代皆伐（区財政整理の爲と伝ふ）昭和十九年戦時供出として一部を残し、城野軍需工場の燃料に伐採雪中運搬、八幡神社境内木は松食虫の爲め次々と枯損、名勝八幡殿の並木も昭和三十三年十一月伐採、樹令を年輪で見ると二百年から三百年位のものであつた。

「附」八幡殿薬師堂は元小桑背地にあつたが流失、地シ庵に祭つておつたものといわれておる。

佐濃村誌

第九編 部落篇

本編は番外として特設した二編で、近隣の地方版の如く、部落のことで記述して残したいことをその申出によつて編集したものである。

佐野甲区に関わる過去の推移

過去の推移

S 3 1～新農山漁村建設総合対策

S 3 5 専業・二種兼業が同一比率(1/3 1/3)

S 3 6～農業基本法

第1次農構事業 自立経営の育成と協業の助長

S 3 8 町行造林(横次 10.89ha)

S 4 4～第2次農構事業～ →S47→49 36.1ha、関連事業(佐濃谷川改修、国道178号線改良
公庫資金 返済(S48→)完了 H11.12

生産調整対策～ →H16 新たな米政策

S 4 5 二種兼業農家が1/2を超える

S 5 3 専業農家1/10に接近、二種兼業農家が2/3を超える

新農構事業(前期対策) S58～(後期対策) →中核担い手への農地集積

S 6 0 京都府自治振興対策事業(佐野甲区集会所)

S 6 1 分収造林((151)佐野 15.79ha)

H 1 一般国道312号線比治山バイパス～ →開通H12.11(3,520m(トンネル1,089m))

H 2 臨時行政改革推進審議会→産業として自立し得る中核的農業経営体の育成
第4次全国総合開発計画

農業農村活性化農構事業→人、物、情報交流施設のための21世紀村づくり塾運動

H 2 分収造林(3区)((184)佐野才谷25.68ha)

H 4～中山間地域農村活性化総合整備事業(計画→H5～7実施)

H 5～農業経営基盤強化促進法(農業経営改善計画を認定→認定農業者)

H 6～新しい食料・農業・農村政策の方向→経営体の育成

地域農業基盤確立農構事業→ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策等

H 1 2～16年度 中山間地域等直接支払制度

H 1 2 分収造林(2区)((270)佐野2 15.49ha)

H 1 3 農業集落排水事業(佐濃南地区)

着工H19→H23.6佐野甲供用開始

H 1 7～新たな食料・農業・農村基本計画

H 1 7～21年度 第2期中山間地域等直接支払制度

H 2 2～26年度 第3期中山間地域等直接支払制度

H 2 3～27年度 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)

H 2 3～京丹後市・地域まちづくり支援事業(計画調査・計画策定)

佐野甲区地域づくり計画書作成

H 2 4～農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)

H19～H23→H24～H28の5年間として新設

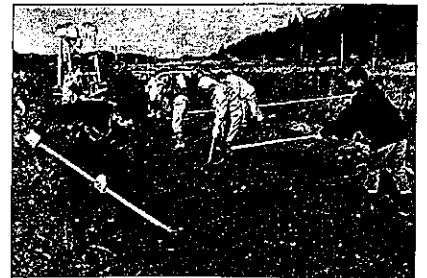
台風対策(小規模河川・用水路と市道の改修 H23.12.3)



堆積土砂の除去



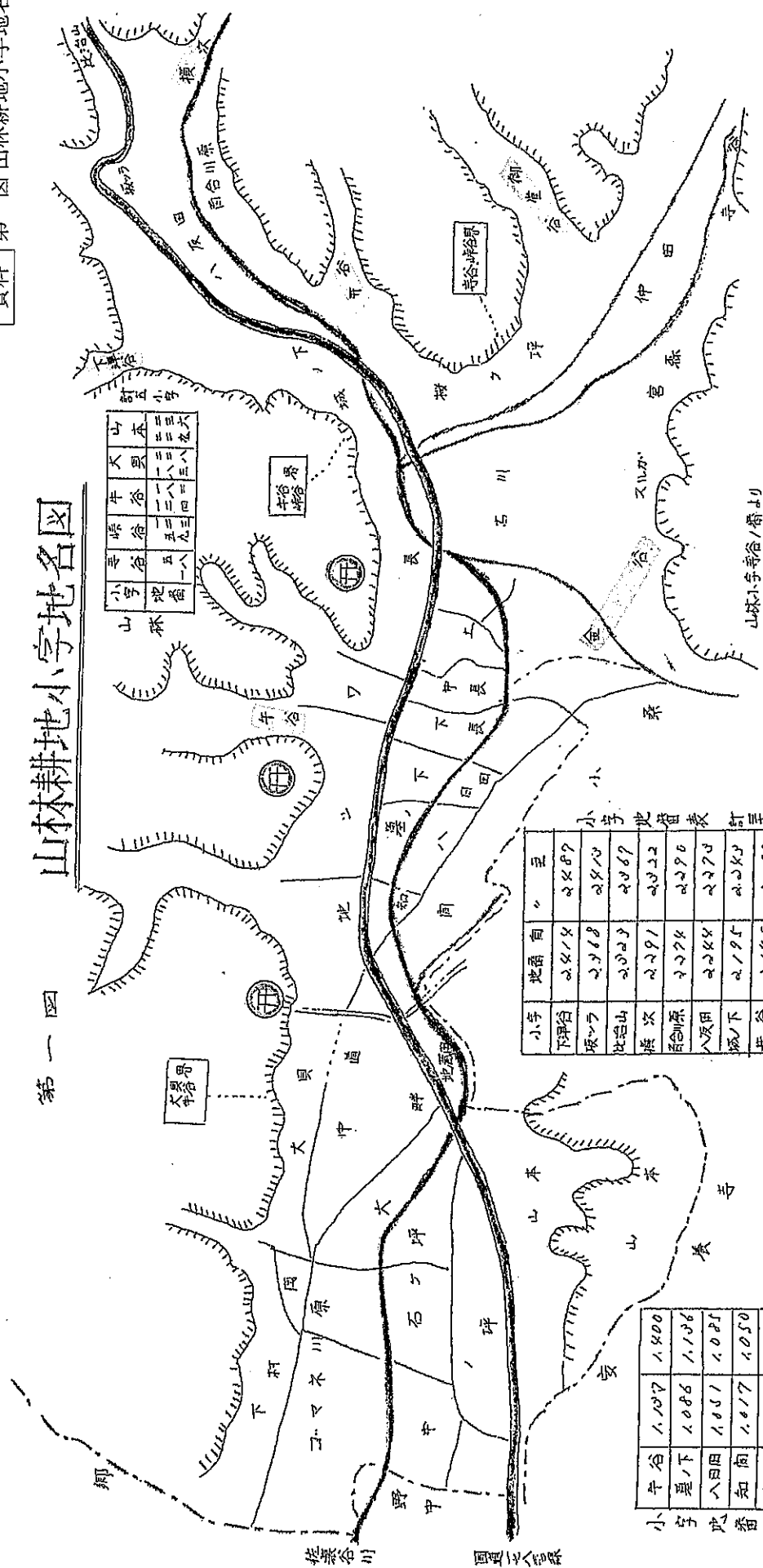
碑石の散布



区内道の整備

山林耕地区地名

四一

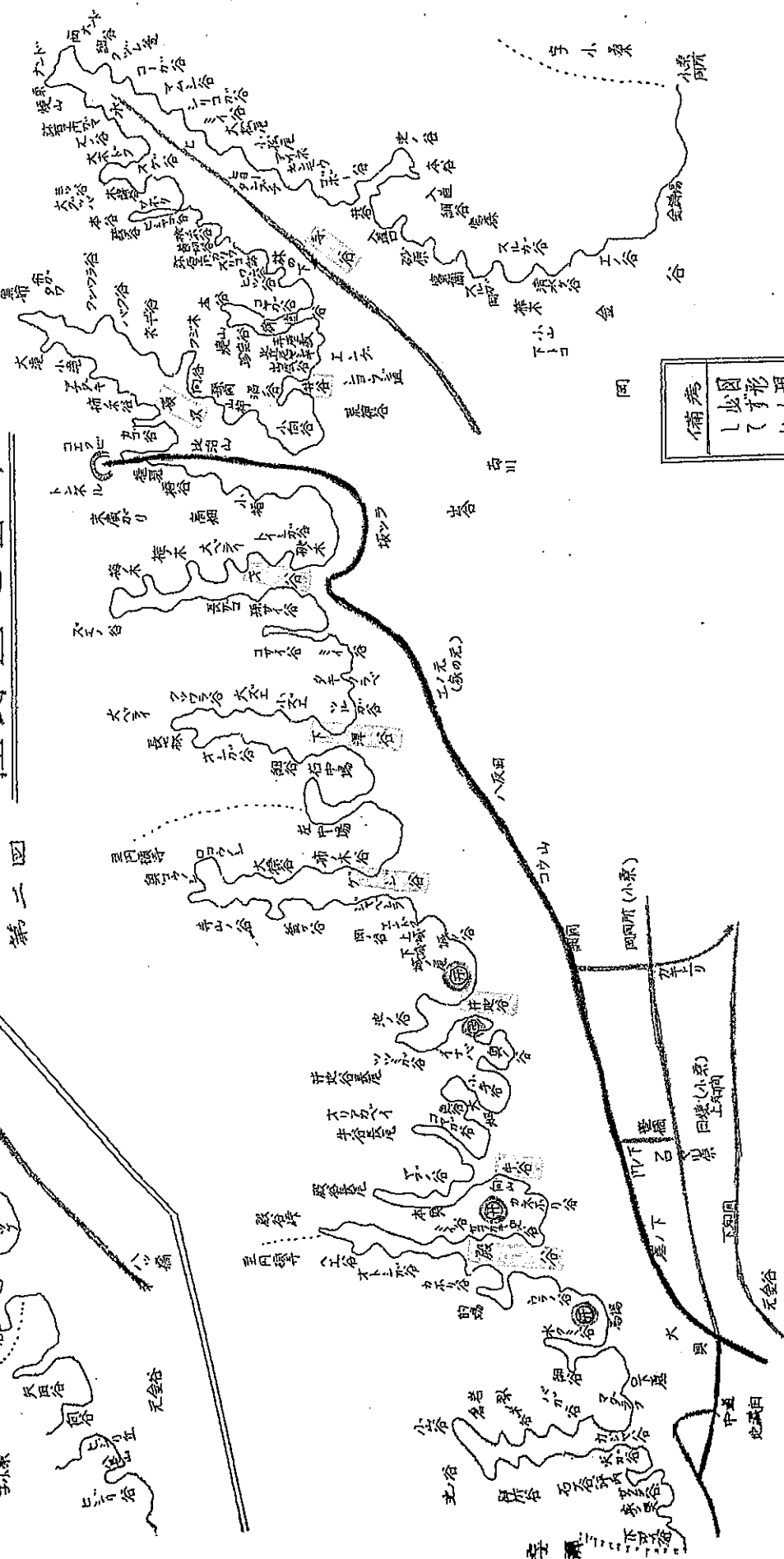


山	本	三三六
大	頭	三三六
牛	谷	一八三
噪	谷	一三三
手	谷	五八
小	字	地盤

小字	地畝	有	〃	三
下坪台	2418		2487	
坡心	2368		2484	
北塔山	2323		2467	
燕次	2291		2322	
仙源	2274		2296	
八坡田	2244		2273	
城下	2195		2233	
井台	2149		2194	
塔坪	2100		2148	
望谷	2080		2097	
中田	2050		2079	
奇谷	1986		2049	
包森	1955		1985	
石田	1894		1954	
金谷	1713		1893	
石川	1646		1712	
工長	1597		1645	
中溪	1467		1595	
下溪	1401		1466	

小字	平谷	1,107	1,400
字	星下	1,086	1,136
地	八田	1,051	1,085
番	和南	1,017	1,050
表	蛇ノ	828	1,016
	地藏田	872	821
	中越	713	808
	大只	585	712
	下木田	366	588
	コノ和原	290	365
	大坪	260	289
	石ノ坪	203	258
	山木	128	212
	中ノ坪	1	123

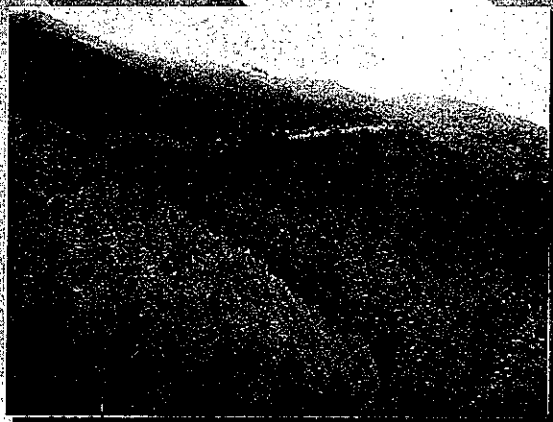
圖 11



備考
し必ずいなしと
図形現地
一致

豊かな森を次の世代へ

— 木を植え、林を育て、豊かな京都の森を育みます。 —



栂ノ木 16年生林



保津峽 30年生林

平成20年5月

社団法人 京都府森と緑の公社

実施されている公社造林等（H21.9.29 財産管理会において契変・了解→事務処理H23.3）

造林名	変更契約年月日	分収年度	契約者乙	契約者甲	実質の分収権
270 佐野2	変更 H23年 3月11日 当初契約 H12年 1月31日	80年間 満60年	佐野財産区⇒久美浜町	京都府森と緑の公社	甲・乙
184 佐野才谷	変更 H23年 3月11日 当初契約 H 2年 1月 8日	80年間 満60年	佐野財産区⇒久美浜町	京都府森と緑の公社	甲・乙・丙
151 佐野	変更 H23年 3月11日 当初契約 S61年11月14日	80年間 満70年	佐野財産区⇒久美浜町	京都府森と緑の公社	甲
佐野峠の谷73	S38年4月1日	S80年	久美浜町	佐野区	甲・乙・丙

□ 公社の主な3つの事業

== 分収造林事業 (その1) ==

- 森林所有者の皆さんから預かった土地にスギ・ヒノキを植え、育て、将来伐採したときに収益を分収します。

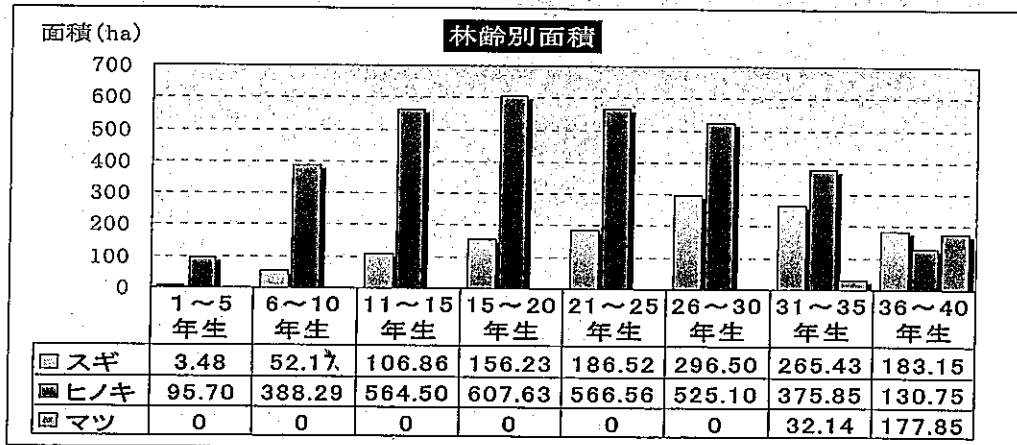


熊剥ぎ被害防止ロープ巻き



ヒノキ20年生林 47ヘクタール 美山町高野
間伐実施後の明るい林分

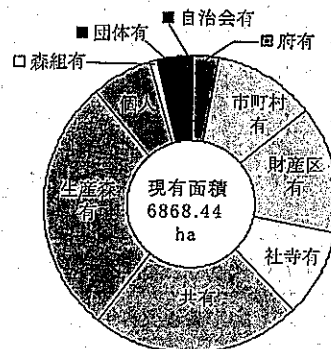
- 公社設立41年目の今年、277事業地、4,715ヘクタールの森が育っています。



- 土地所有者の皆さんと共同して育てる公社造林 (契約地の所有形態)

区 分	契約地面積	占有率	件 数
府 有	188.68	2.7%	4
市町村有	758.66	11.0%	24
財産区有	982.94	14.3%	38
社寺有	646.28	9.4%	26
共 有	1575.01	22.9%	65
生産森有	1938.48	28.2%	78
個 人	450.54	6.6%	29
森組有	68.56	1.0%	3
団体有	198.26	2.9%	8
自治会有	61.03	0.9%	2
計	6868.44	100.0%	277

(単位: ha)



植 栽: 昭和42年(41年生林)～平成16年(4年生林)

契約期間: 50年(32件)、60年(119件)、70年(125件)、80年(1件)

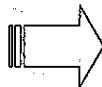
分収割合: 公社7割: 土地所有者3割(271件)

樹種別割合: スギ(27%)、ヒノキ(69%)、マツ(4%)

== 森林の管理施業の受託事業 (その2) ==

○ 府有林の管理や災害復旧のため森林の整備作業に取り組んでいます。

森林機能回復整備事業



伐採跡地の造林未済地に広葉樹(クヌギ)を植栽。(京丹後市久美浜町)

下刈り2年 樹高2m



平成16年台風被害 風倒木処理と広葉樹植栽(空山)



公社のしおり・情報誌の発行

== 森林・林業、緑化に関する普及啓発事業 (その3) ==

○ 緑の募金活動への協力をはじめ、府民参加で森づくりを推進する「京都モデルフォレスト協会」と連携し、豊かな京都の森づくりを実践しています。

モデルフォレスト協会(設立:平成18年11月21日)

□ 目的 府民の参画と共同で、人と森林との新しい共生関係を築き、もって良好な地域環境の形成と持続可能な社会づくりに寄与する。

□ 主な事業 ①民間企業等が地域の関係者と一緒になって森づくりができる仕組みづくり
②府民や企業等へ寄付を呼びかけ、資金を活用して森づくり
③モデルフォレスト運動推進のための普及啓発活動

□ 組織体制 理事長 柏原康夫 京都商工会議所副会頭

□ 会 員 府民、企業や商工団体、公益団体、NPO団体、個人 (360 会員)

○ 森の四季、事業地の管理状況の情報をホームページで紹介します。

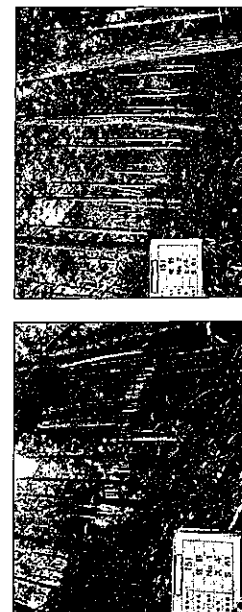
HP ｱｲﾙ http://www14.ocn.ne.jp/~kyo_mori/

社団法人 京都府森と緑の公社 分収造林契約地実測図

事業地名	(151) 佐 野		
所在地	京丹後市八美浜町佐野小字峠ノ谷98番地の10外8筆		
契約年月日	昭和61年11月14日	所有区分	財産区有
登記簿面積	139,125m ²		
契約地面積	(実測又は見込) 17,27ha		
内 分収林	新 植 地	13.99	既植林地
対象地	天然林地	0.39	施業除地
訳 協 約 除 地	0.58		

H24年1月調整

植栽年度	面積 (ha)	内 訳	摘 要
S61	2.84	スギ 0.25 ヒノキ 2.59	マツ
S62	3.05	0.77 2.28	春 植
S2	4.08	1.28 2.80	秋 植
S63	2.06	0.46 1.60	春 植
S63	1.96	0.36 1.60	秋 植
小計	13.99	3.12 10.87	
S38	0.13	0.13	既植地
計	14.12	3.25 10.87	
施業計画 393-03-050-01~09			

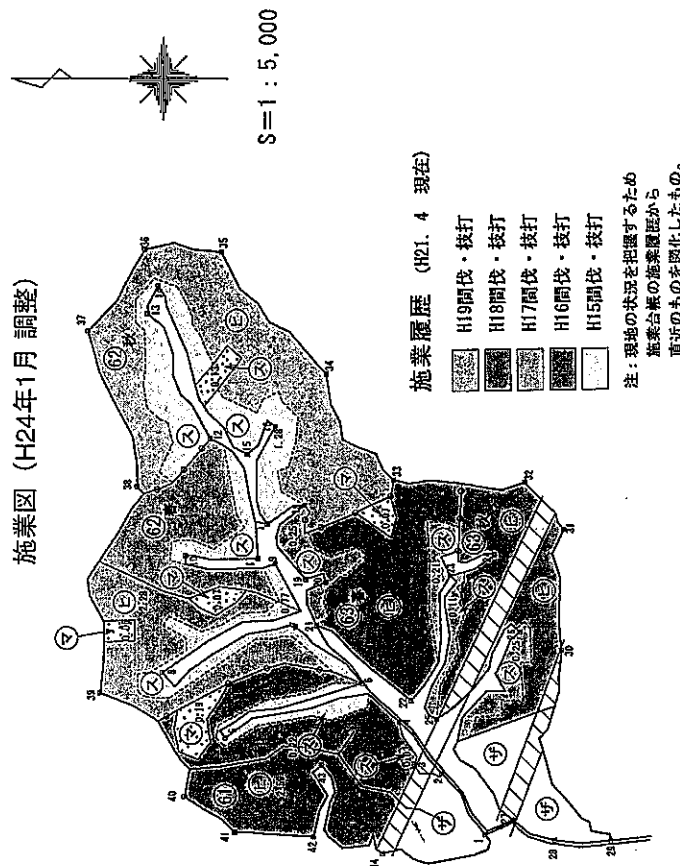


調査プロット1

調査プロット2

造林地の現地調査実施日：H21.10

施業図 (H24年1月調整)



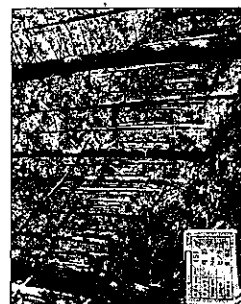
凡例
尾根線
谷川線
スギ
ヒノキ
マツ
ヒノキ既成
マツ天然
植栽年度境
樹種界
歩道
施業除地
協約除地
私有地
事業区域
基本標柱
作業道
測量点



調査プロット6



調査プロット5



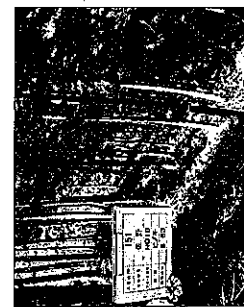
調査プロット4



調査プロット3



調査プロット11



調査プロット10



調査プロット9



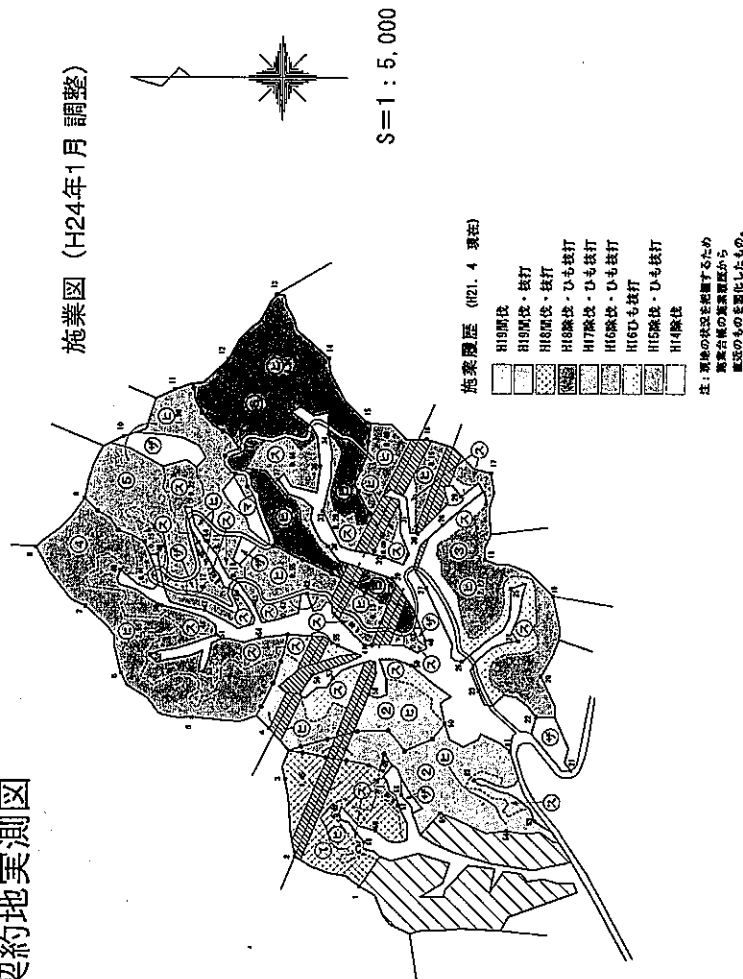
調査プロット8

社団法人 京都府森と緑の公社 分収造林契約地実測図

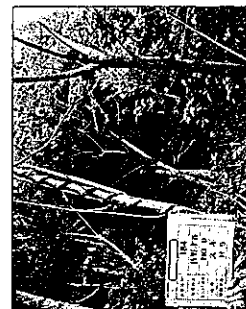
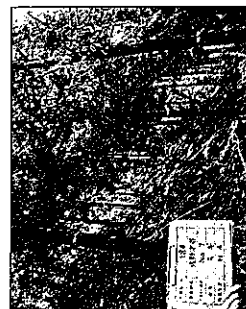
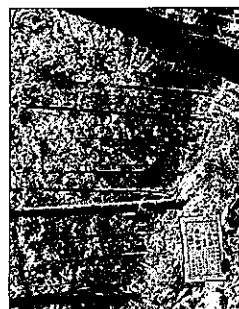
事業地名	(184) 佐野才谷			
所在地	京丹後市久美浜町佐野小字峠ノ谷82番地外13兼			
契約年月日	昭和2年1月8日	所有区分	財産区有	
登記簿面積	95,028m ²			
契約地面積	(実測又は見込) 30.34ha			
内	分収林	新植地	22.79	既植林地
対象地	天然林地			施業除地
訳	協 約 除 地	4.66		2.89

H24年1月調整				
植栽年度	植栽面積	内 訳		(ha)
		スギ	ヒノキ	マツ
H1	1.70	0.25	1.45	
H2	2.00	0.20	1.80	
H2	2.00	0.80	1.20	H2春植
H3	3.82	1.00	2.82	H2秋植
H4	4.01	1.46	2.55	
H5	4.04	1.10	2.94	
H6	5.22	0.98	4.24	
計	22.79	5.79	17.00	
施業計画		393-04-015-01		
		393-07-015-02~03		
		394-01-029-01~11		
		作業道用地0.82		

施業図 (H24年1月調整)



凡例	
区相線	—
谷川線	- - -
スギ	⊗
ヒノキ	⊕
マツ	⊙
ヒノキ既成	⊗
マツ天然	⊕
植栽年度線	—
枝打線	—
歩道	—
施業除地	⊗
協約除地	⊕
私有地	⊙
作業道	—
基本線	—
測量点	—



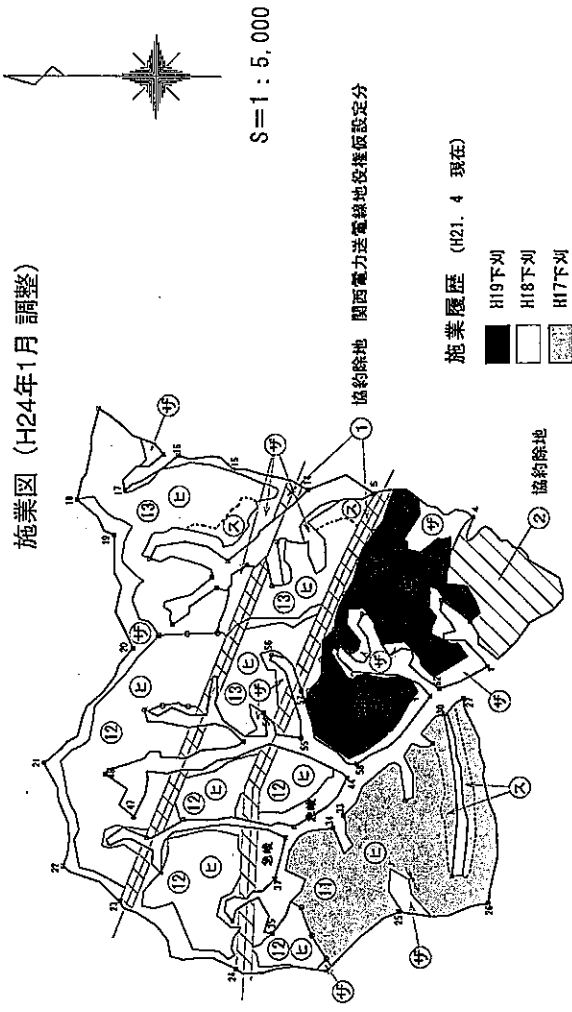
造林地の現地調査実施日: H21.10

社団法人 京都府森と緑の公社 分収造林契約地実測図

事業地名	(270) 佐野 2
所在地	京丹後市久美浜町佐野小字峠ノ谷103-5外7筆
契約年月日	昭和12年1月31日
登記簿面積	所有区分 財産区有 4 5, 8 3 3 m ²
契約地面積	(実測又は見込) 1 7. 4 8 ha
内	分収林 新植地 12:70 既植林地
対象地	天然林地 施業除地 2:79
訳	協 約 除 地 1:99 (内地役権設定分1.10ha)

H24年1月調整

植栽年度	面積	スギ	ヒノキ	マツ	訳	摘 要
H11	3.00	0.30	2.70			12年春植
H12	4.00		4.00			
H13	3.50	0.30	3.20			
H14	2.20		2.20			
計	12.70	0.60	12.10			
施業計画	393-03-040-01-07					



凡例

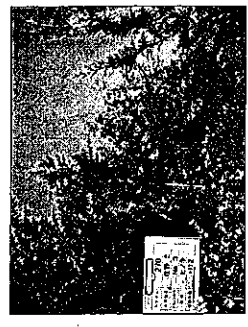
屈曲線	谷川線	スギ	ヒノキ	マツ
ヒノキ既成	マツ天然	植栽年度線	街境界	歩道
施業除地	協約除地	私有地	事業区域	基本標注
作業道	測量点			



調査プロット1



調査プロット2



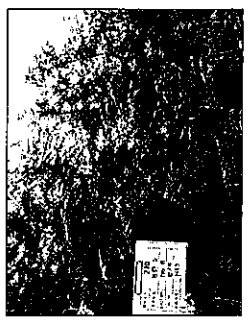
調査プロット3



調査プロット4



調査プロット5



調査プロット6



調査プロット7



調査プロット8

造林地の現地調査実施日：H21.10

Ⅱ. H23 佐野甲区地域づくり計画 関連資料(アンケート整理)

(H23年12月14日区役員会資料)

1 佐野甲区の現況

H23年12月1日現在で 各組の状況をお願いします

各組の状況記載 (様式は第2期中山間完了時の評価アンケート様式)

		①次々世代↓				②離陸世代↓③主力世代↓				(単位：人)	
家族		0-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳-	90歳-
207人	男	6	11	10	10	12	11	21	7	13	2
	女	7	9	7	9	9	12	22	6	18	5
	計	13	20	17	19	21	23	43	13	31	7
世代比率		10%				10%	11%	45%			
生徒数	小学	8	農家数 47戸 (うち、家庭菜園11戸) 非農家数 24戸 計 71戸								(組の課題) ・高齢化 ・記載無しが殆どの状況
	中学	6									
	高校	7									
計		21人									

2 思うことを記載してください (組の意見でも可)

[] …コメント記入欄

○意見交換をしても、なぜ意見が出ないのか？

- ・区民が協力して生活改善を図っていくことに展望がもてない
- ・自分の生活の状況のみを考え、関係ないと思っているから
- ・意見を言ったり目立ったりすると大変な役を押しつけられると思っているから。
 そういう雰囲気があると思う。見ざる、聞かざる、言わざるが一番安全であると思っている。
 そういう雰囲気になっていることが、一番の問題である
- ・知識が少ないため意見が出せない。日々の仕事に追われているから
- ・発言しても状況が変わると思えない。意見が通らないから
- ・地域づくりということの内容が変わらないのでは
- ・区内のこと、状況がわからないので、意見がでないのではないかと
- ・他人まかせだから。深く考えていないから (人まかせ)
 誰かが言ってくれるだろうという気持ちがある。意見交換できる人間関係ができていない
- ・言いづらい。発言することにより目立って陰でゴチャゴチャ言われるのが嫌い
- ・参加者が地域計画の内容を理解できていない。具体的に地域計画している区等の具体例の提示、甲区の計画素案を示しての議論が必要と思う。素案を役員会・常会等で議論して多くの区民の理解が得られるようにすべきと考える
- ・お互いに反応を気にしすぎる
- ・世代による意識差を感じます。地域よりも個人主体の考え方が優先されている？ [では、どうすれば？提案は？]

○各組内で出てくる意見は何ですか？

- ・役員会、市行政に対する批判 [その具体的な内容は？]
- ・高齢者の住み慣れた地域の中で住み続けられる佐野甲区、地域社会ができないか
- ・自分の組内での外灯が切れている。つかないの直してほしいという類の意見が多い
- ・高齢者の区費の負担を考えてほしい [意味が理解できない。区費を下げるのか？]

○H23年度から部制に移行し1年が過ぎますが、何か思いがあれば

- ・部長の主体性が欠かせない。効果をあげられるかは部長の意識次第
- ・大局的には正しい選択であると思うが、動く人員が減りすぎて、今まで対応できたことがないがしろにせざるを得ない状況になっている

「例」 獣害の処理

人員をリストラしすぎて現状に対応できていない

新体制での現役世代の勤務者体制では対応できず、新体制での名義分をつけて無意識のうちにないがしろにしている状況を感じる

- ・学習会、体制、将来展望等についての話し合いも必要。横断的意見の聴取するために若者部、女性部、学生部、老人部等を設置して、代表者も役員会に出席するようにする
- ・役員は仕事が増えご苦労さんだと思います。〇〇部は機能しなかった。人選の重要性を痛感します
- ・副部長が部長に上がることで選挙の問題。班長の復活が必要では
副区長が会計を兼務してから、区長となった方が良いのではないか
- ・もっと各部で動かないと、今年のようにではかえって区長の負担が増える。1年目なので仕方ないかもしれないが？
- ・なぜ、部制が動かなかったのか？
- ・各組から区の役員を出してから互選する方が良い
- ・当初、区長と各部で十分協議し、各部が年間事業等把握し計画案を作成して議論して、方向を確認し区民提示（総会等で）すべきと考えます
- ・各部で事業等決定するのではなく、総会で決定しなければならないこと以外は役員会決定すべきと考えます

○区の将来を考えて、何をすることが必要ですか？

- ・若者が定住する区
- ・Uターンできる環境を模索する（我が子は都会へと羽ばたかせ、人口減（他の家のこと）を問題化している）
- ・多くの若者が流出して帰ってこない現状の中で、数少ない若者に自治意識を育成する必要がある
流出している若者、区民等と連絡をとり、春祭り、盆、納涼祭等 地域行事にも関心を持たせ、郷土意識を高め
可能ならUターンを達成させる [どのような取組内容？]
- ・各戸にしても区にしても世代交代は必要だが、若い世代ばかりではなかなか回らないので、老若男女を問わず
役員をお世話になれるような仕組み（システム）ができないのか？ と考えます
- ・60歳過ぎて2回目の区長をするようでは問題である
- ・50歳前後の人材があるのに（次の人材として）育っていない
- ・広報を発行し、役員会での報告・連絡事項、区内の出来事等を広報し1人でも多くの区民が区の状況を知れるようにしてはどうか [なぜ、この取組ができないのか？]
- ・今の行事の縮小
- ・高齢化に向けて、連帯意識や相互扶助の意識を高め福祉活動を充実させる。今後増加する老人家庭に対する支援を強める [充実させる。支援強化する、その具体的な内容は？]
- ・区内に居住することの利点を整理・共有し、自然と共生できる環境に誇りを持つ活動を推進する
[では、どうすれば？（具体的な内容は？）]
[どのような体制、誰が主体となり動かしていくのか？ 態勢は？]

○日頃の感想、思いがあれば

- ・同じ地域に住む者として、結束を強く仲良くする
- ・区内に元気がない
- ・佐野甲の人口激変状況は容易に想像できる。稼働役員が減る中、負担は増える一方である背景もある
対応策として、離陸世代（40～49歳）、主力世代（50～59歳）が担うこととして、今後、フォローする体制が必要。
フォローするのは、60歳以降の世代であると考えるが、規定範囲等きめ細かに話し合い整備していくべきだと思います
- ・多様なイベントを企画・実行することを通じて集落全体を盛り上げる。交流・あいさつの場を多様に企画する
- ・誰が、どの部署が、企画しどう活動をしていくのか？
- ・いろいろな横断的な会を組織して、まずは寄ることから始める。小中学生とお年寄りを集めて交流する
集落ぐるみで取組を各催し、区民全体が出席する。趣味や関心等を共有して文化力をつける
- ・区長の苦勞わかります。簡素化できることは追求していきましょう
- ・なぜ、今になって計画づくりをするのか。今までにつくっておけば、今頃苦勞しなくても良かったのではないですか？
- ・役員会の活動等、どんどん広報する
- ・仲間内での集まりではいろいろな意見が出ているが？

[どのような体制で、誰が主体となり動かすのか？
 組織化は可、それが主体的に動くには？
 一般的に誰もが思う、「広報活動」がなぜ、できないのか？
 区、中山間、農地水の連携と役割分担（業務の進行・活動）が大切]

前回調査(H17年3月)時点から見て「変化」したと感じられること

○獣による農産物、農業基盤等の被害が継続している

…… 被害対策の取組活動は継続しているが、被害が減少しない

○少子化、過疎・高齢化の進行、区連携できない生活世帯等、集落機能が弱体傾向にある

…… 集落で生活する戸数の減少。世代による価値観の相違
組常会ができない、日常的に居住していない空き家のある組等の存在
集落内の主な墓地(3箇所)において、空き地が出てきた(檀家寺への分譲墓地)

○次世代への前向きな役員体制の移行が難しく、過去役員の再就任を考える次世代

…… 他集落から「人が多い集落にも関わらず、なぜ?(過去に区長をした人が、またするのか)」の声
区等の役員をすることなく世代交代する世帯

○田舎も都会も「無縁社会」(2010年新語流行語大賞にノミネート)が蔓延傾向の様相を呈している

…… 葬祭業・特殊清掃業がビジネスとして成り立つ時代
心のふるさと、安全・安心の食糧への要求、耕作地の荒廃・獣害被害の拡大
自分のこと、周辺のことには気になるが、地域社会等のことには関心希薄、他力まかせ

必要と感じられる今後の積極的な動き

○集落役員の意欲的活動と集落内での横の連携に努める

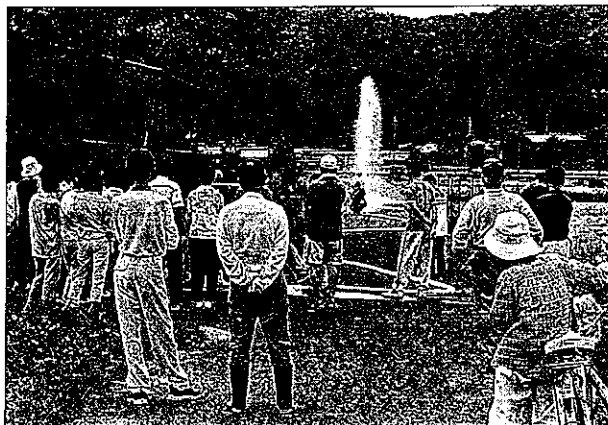
…… 情報・現実の共有化。役員の積極性と組織間との役割分担
がんばる活動が後継者を育成する

○他地区の実践・取組事例等の研究調査を行う

…… 学び、体得した参考となる内容を佐野甲区に活かす
新たな情報を把握しやすい組織が、従来からの組織(区)を動かす(変えていく)

○将来への手本

- ・ 佐野甲にあるものを活かす
- ・ 何かを主体(拠点)として独自活動を模索する。活動にサポートを加える(元気かい)
- ・ 区民との協働が活動を固める(多数による地域づくり)
- ・ 現実はいろいろあるが、楽しい時間づくりを積極的につくる
- ・ 外域力の参加で新たな展開を創出する
- ・ 地域づくりは画一的にはできない。多様化する取組が継続(持続が大切)に繋がる
- ・ 「元気かい」声かけ・ふれあい。場所づくり、人づくり、美しい村づくり



区内防災訓練の実施



小型ポンプの操作・消防ホースの取扱い説明

参考：H16佐野甲区集落協定・第7に関わる取り組み活動報告マスタープラン

中山間の取り組みから見た組織の弱点（区、管理体制等） H17.3の中山間マスタープランP.72 参照

- 必要な内容の引き継ぎが不十分
- 役員責任が弱い
- 集落内に横断的な話し合いの組織がない（集落一体化の取組不十分）

島根県下での中山間・現地検討会－島根県の事例－ H17.3の中山間マスタープランP.25 参照

- 将来ビジョンが描かれていない
高齢化がかなり進行していることは、集落の基礎体力が低下しているとも言える
- 地域コミュニティに求められる新しい考え方と手法
 - ・新しいルール・革新性
年齢、性別に関係なく地域のことに對して等しく関わるができる仕組み
 - ・無理のない運営・日常性
個々の得意技を活かす適材適所。地域の活動を通してリーダーが育つ
特定の人に活動を集中させずに住民がそれぞれできる範囲で関わりを持つ
 - ・組織力を発揮する・総合性
- 集落での仕事、生活、様々な家族等、単一分野での取組では収まらない
 - ・組織を考える……30～50歳くらいの年齢層（次世代）が地区の方向性を考える
60歳以上はバックアップ。中傷・批判・妬みの排除
噂では判断しない。味方をつくる
興味のあるテーマ、地域の課題等を話し合いの中でまとめる組織を認識する
 - ・話し合いを進める…グループ別の話し合い。アンケートの実施。外部の人材を活用する
イベントと併せて固い内容にならないようにする
 - ・できることから…気軽に立ち寄りできる場の設置。地元を再発見する
子供が集まれる場をつくる。参画させる。家から出てくる仕組みをつくる
外部の人を招き入れる（フリーマーケットの開催）

参考：H20.2.24 区総会資料（佐野甲区中山間制度中間評価）

～京丹後市農業農村ビジョン作業資料で見る佐野甲の将来予測～

	1970年	2000年	2010年（2011年）	2020年
総戸数の推移及び将来予測	86戸	75戸（農家44戸）	71戸（71）	66戸
経営耕地面積	41ha	28ha	26ha（28）	23ha

（注）2011年は区農会部資料（農家10a以上 36戸。耕地は作付と転作を合わせた部費対象面積）



区内・市道の整備（U字溝の設置）



改修整備（整地）済の状況



区内・市道の整備（排水管布設）

H23年11月1日

邑南町定住促進課長 様

京都府京丹後市久美浜町佐野
佐野甲区長

邑南町「市木地区」の活動事例研修について（依頼）

私達の集落は、京都府の北部に位置し過疎地域、少子化・高齢化の進む水稻中心の集落です。
（戸数 73戸、人口 約200人程度）

現在、将来を見据えた計画づくりの取組を進めていますが、世代間の意識差もあり意欲的な活動になっ
ておらず、鳥根県中山間研究センター「地域研究スタッフ」の担当の方に参考とすべき視察先をお尋ね
したところ、貴町「市木地区」の紹介を受けました。

つきましては、御公務多忙の中恐縮ですが、「町の振興方策・視点」、「安夢未プロジェクト活動」、
「農業・農村の振興の取組」等について御指導いただきたく、次のとおり研修を計画いたしましたので、
御教授願いたくよろしくお願いします。

記

1. 日 時 平成23年11月14日（月）午前9時30分～
2. 内 容 (1) 市木地区の将来づくり、農業・農村づくりの活動について（町、地区の概要含む）
(2) 活用されている施策
(3) 取組活動の特徴と配慮視点について
(4) その他
3. 参加者 佐野甲区役員

参考：佐濃地区活性化協議会の佐濃朝市 ふれあいマーケット

仕事での得意分野や趣味などを生かし、個人や仲間起業する
ことの楽しさを味わってみませんか。チャンスは3回、進んでチャ
レンジして下さい。出店料は無料、いかにお客様に喜ばれ、利益
を出すかは出店者の工夫次第です。

お客様とのふれあいやつながりを大切にして、後日注文や仕事
依頼が舞い込むような朝市を目指しています。

佐野甲区の婦人の方も参加されました。



フリーマーケットのようす

- 期 日** 第1回 6月11日（土）午前9時～12時
第2回 7月24日（日）午前9時～12時
第3回 9月25日（日）午前9時～12時

目 的 各地域に埋もれている人材（人財）を発掘し、
繋げていくことで新たな需要と活力を地域
に生み出す機会とする。

場 所 京丹後市久美浜町竹藤
久美浜作業所「かがやきの杜」

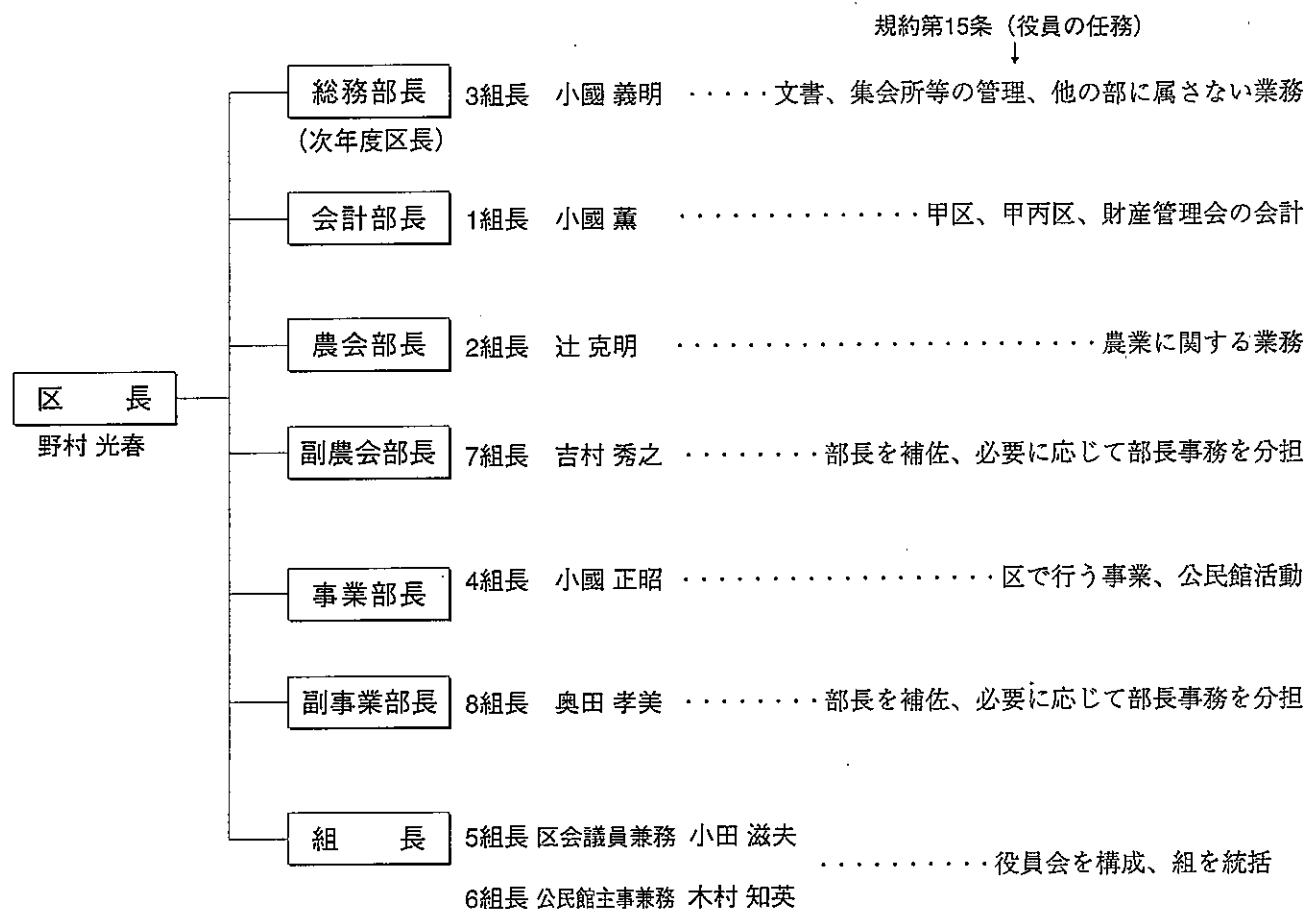


高龍中学校吹奏楽部の演奏



左官の実演

H23年度 佐野甲区執行体制 H23.1～12月



区会議員	瀬尾 求 小田 滋夫(組長兼務) ……財産管理、区長要請で役員会に参加
------	-------------------------------------

監査委員	藤原 誠一 辻 修平 ……会計監査、賦課徴収の立会・承認、区長に意見を述べる
------	--

宮 総 代	宮田 育次郎 藤原 友三 ……矢田八幡神社に関する業務
-------	-----------------------------

自警消防団	部長：小國 剛志 他25人 団長＝区長 計27人 ……班長① 機関係③ 筒先係④ 水源係③ 伝令係③ 給水係③ 市消防派遣⑦
-------	---

中山間・第三期対策集落協定管理体制 (H22-H26)

代表	書記担当	会計担当	共同機械担当	土地改良施設担当	法面点検担当	農会担当
松田 康彦	瀬尾 求	瀬尾・松田	久美浜商事(有)	藤原 友三	奥田 光則	辻 克明

※区農会部長

佐野甲・農地水保全会 (H23-H27)

代表	副代表・会計	書記担当	監査
小國 徳人	足立 博	小國 義明	野村 光春

Ⅲ. 第3期中山間マスタープラン

H23年2月6日

目指すべき方向 5年後、10年後の集落について考えてみる。

5年後、10年後予想できる集落の状況

- ① 少子高齢化に伴う集落戸数、人口の減少
- ② 農業振興地、協定農用地の減少
- ③ 農林地の荒廃、農作物の鳥獣被害の増
- ④ 集落排水事業の進展
- ⑤ 交通網の整備進展による都市部への時間短縮



問題点に対応するコンセプト（課題に対する対応策）

- ① 集落の抱える課題について居住する人が共通認識をもつ集落
- ② 様々な組織と人のつながりが効果的に連携している集落（上記コンセプトは提出済みの集落協定に記載し認定されている）

5年間の工程活動表

参考：H22年度協定農用地23.2ha

マスタープランの推進

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
年別水田利用状況の把握	○	○	○	○	○
農用地保全体制整備による農業基盤維持管理					
●農作業の共同化（へり防除）	○	○	○	○	○
●獣害対策の捕獲施設の維持管理	○	○	○	○	○
●獣害対策対象地の拡大と電気柵増設の検討					
●周辺林地の草刈り	○	○	○	○	○
地域コミュニティの増進（上記コンセプト①②に対応）					
●小学校との連携活動	○	○	○	○	○
●地域行事に積極的に参加し援助する	○	○	○	○	○

上記活動の主旨

- ・転作のクリアー
- ・へり防除の5年継続
- ・H23年から獣害対策と電気柵増設に取り組む
- ・周辺林地の草刈り5年継続
- ・小学校との連携活動5年継続
- ・佐野甲行事に対し積極的参加しての共同取組活動
- ・今年は農業振興地整備計画の見直しの年となっているが、協定農用地は農業振興地からははずせないことに留意する。農地転用等は協定違反となり、交付金全額返還となるため注意が必要

第3期中山間マスタープラン（その2）

H24年3月10日

その2は、プランの内容をより具体的に記載したものである。

(1) マスタープラン（H23.2.6）の主旨

- 5年後、10年後予想できる集落の状況
- 課題に対する対応策
- 具体的内容（H22年度から26年度まで継続）
 - ・ 農作業のへり防除共同化＝へり防除
 - ・ 鳥獣の捕獲施設の維持管理と電気柵増設（ただし電気柵増設はH23年度から取り組む）
 - ・ 周辺林地の刈り払い（草刈り等）
 - ・ 京丹後市立佐濃小学校との連携
 - ・ 地域行事に積極的に参加

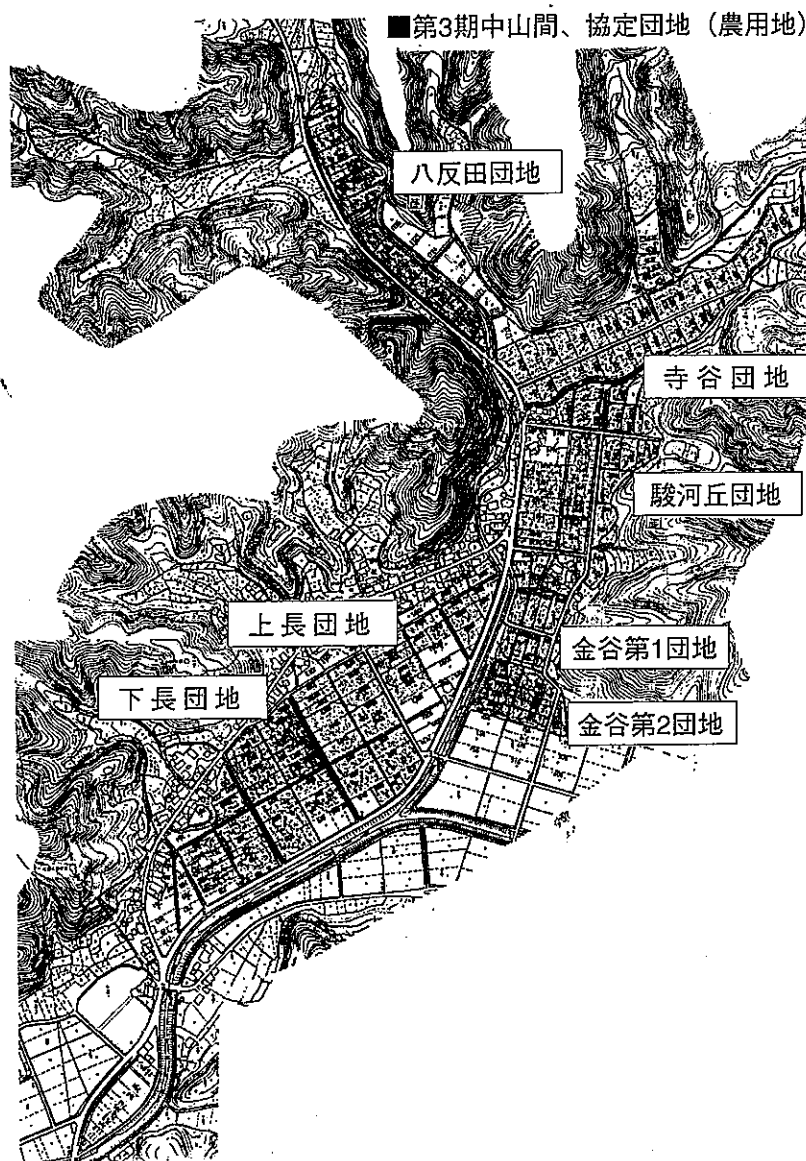
(2) マスタープラン（その2）

- ・ヘリ防除は共同取組活動において実施する
- ・電気柵増設はH23年対応した場所以外の協定農地に設置する
- ・周辺林地の刈り払い（草刈り）は今後も実施する
- ・佐濃小学校の連携活動は、継続する
- ・佐野甲区納涼祭の取組活動を進める
- ・春季、用水路整備（清掃・保全）活動を実施する
- ・農道、佐野川等に関わる取組活動（草刈り）を実施する

(3) 今後の計画について

（前提）H22年度の協定農用地に対する交付金額をベースに、協定農業者への配分50%
共同取組活動50%とする。

- H24年度共同取組活動の余資は、今後、台風等災害に伴う協定農用地被害等に充当予定
- 協定書やマスタープランの内容による活動に沿って効果的な使途とする
交付金使途について、行政に確認しつつ区との調整の中で役割分担し効果的な活動に努める
- H25年度以降
 - ・交付金の使途は24年度同様の考え方で取り組む
 - ・協定農用地等の法面、農道、用排水路の点検は、2ヶ月に1回程度の点検を実施
(災害時の対応は早急に対応するよう努める)



IV. H23農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)・活動計画〔活動開始 / H23～活動終了/H27年度〕

1.目的

老朽化が進む佐野甲集落内の農地周りの水路、農道等の施設について佐野甲農地水保全会が主体となり、向上活動支援交付金の活動により補修及び更新を行い、これら施設の長寿命化を図ることを目的とする。

2.活動計画

施設の長寿命化を図るための取組の対象区域、対象施設、対象活動、活動期間については以下のとおりとする。

- (1) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)の対象区域、対象施設
施設の長寿命化のための活動の対象区域、対象施設は右図のとおり。

- (2) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)の対象区域

農用地	田	畑	草地	計
面積	2,329a	0a	0a	2,329a

(注)対象農用地は農振農用地とする。

- (3) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)の対象施設

農業用施設	水路	農道	ため池
数量	10.7km	4.4km	1箇所

(注)対象区域において、対象活動組織(集落)が管理する農地周りの水路、農道等の施設について記入する。

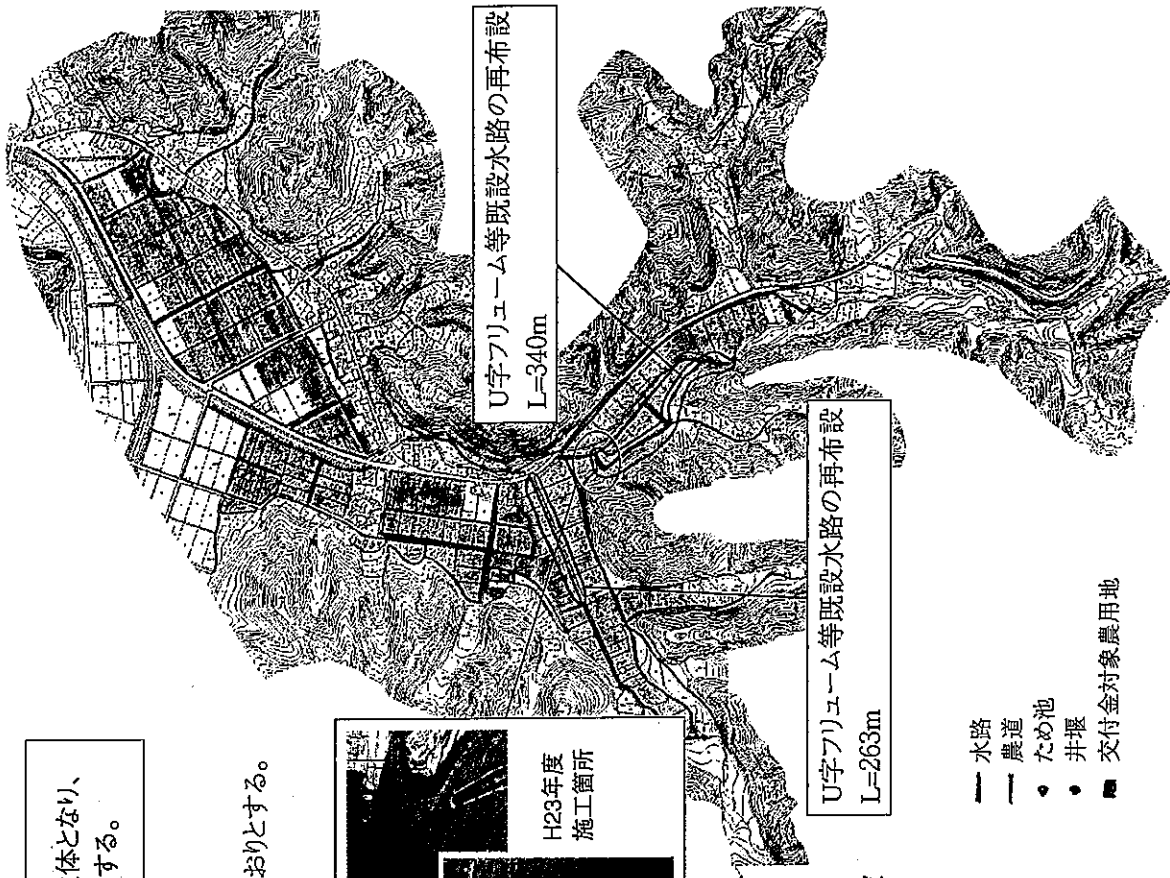
- (4) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)により補修・更新等を行う施設

農業用施設、農用地	水路	農道	ため池	農地
数量	0.6km	—	—	—

(注)農地に係る施設は、都道府県が策定する「対象施設・対象活動に関する指針」で追加した場合に追加するものとする。

(5) 活動期間

活動開始年度	活動終了年度	向上活動支援交付金交付年数
H23年度	H27年度	5年



施設の長寿命化のための活動の対象区域、対象施設
活動組織(集落)名:佐野甲農地水保全会(佐野甲)

V. 獣害軽減に向けた水田の餌源低減策について

鳥獣害タスクチーム

京都府農林水産技術センター / 農林センター 環境部

京都府農林水産技術センター / 農林センター 森林部

丹後農業改良普及センター

1. はじめに

森林内や農地周辺では、秋から春にかけて嗜好性の高い緑草量は著しく減少する一方、稲刈り後の水田ではひこばえや雑草等の緑草が発生し、イノシシやシカを農地に誘引すると指摘されています。

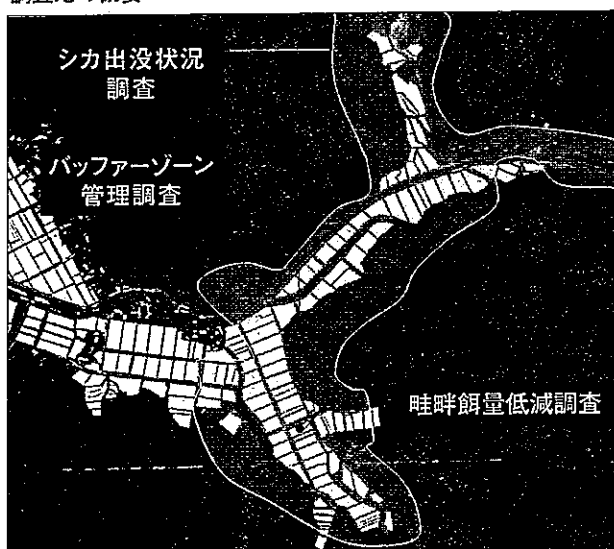
H23年度、鳥獣害タスクチームでは農地の管理作業で発生する餌源の対策を検討するため、草刈り時期の違いによる再生雑草の被食状況について調査しました。またH20年度に整備したバッファゾーン内の植生の回復状況について調査しましたので、その概要を報告させていただきます。

2. 調査内容

●調査区と調査内容

- ① 調査ルート（約2km）をスポットライトを照らしながら、夜間のシカの出没状況を4月から12月にかけて毎月2回調査し、カウント数の多い日のデータを集計。
- ② 畦畔の草刈り時期を4回に分け、柵内、柵外の緑草（生体重）の測定。
- ③ H20年度整備のバッファゾーンの一部に防除柵を設置し、柵内と柵外の植生の生育状況を調査。

調査地の概要



シカの出没状況調査

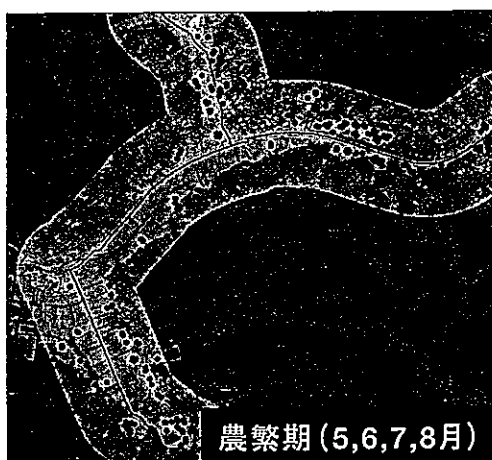


バッファゾーン管理調査

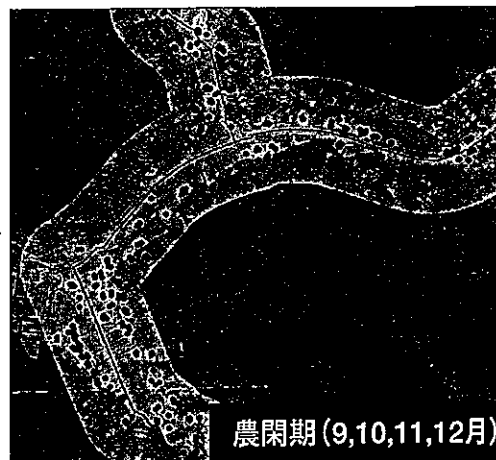


3. 結果

①シカの季節ごとの出没状況

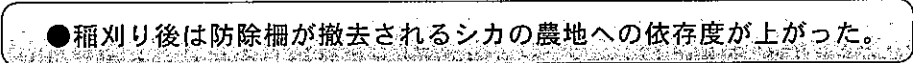


農繁期(5,6,7,8月)



農閑期(9,10,11,12月)

電気柵収納後、シカは農地内へと入ってきます



緑草重量 (kg/10a)

草刈り時期

7月下旬 9月中旬 10月上旬 10月中旬

櫛内 櫛外

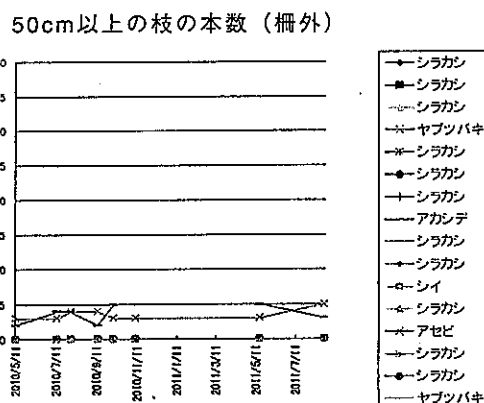
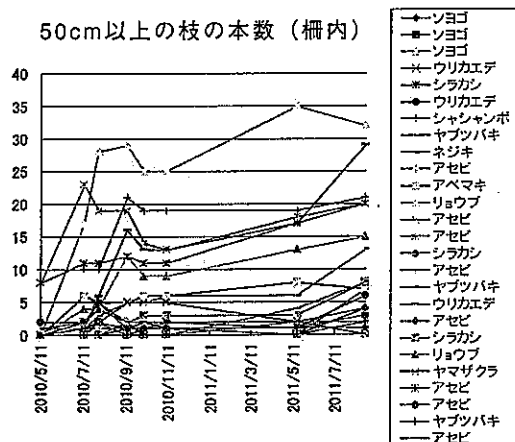
グラミノイド重
広葉雑草重

草刈り時期	広葉雑草重 (kg/10a)	グラミノイド重 (kg/10a)	合計 (kg/10a)
7月下旬	160	85	245
9月中旬	105	95	200
9月中旬	135	70	205
10月上旬	80	65	145
10月中旬 (櫛内)	35	30	65
10月中旬 (櫛外)	30	25	55

柵内



柵外



— 34 —

まとめ

- 稲刈り後電気柵を外して放置すると、シカ・イノシシの農地への依存度が上がる。
- 9月に草刈りすると、雑草が発生し、畦畔がシカやイノシシの餌場になる。
- シカの密度の高い地域でバッファースゾーンを整備すると、下層植生が発生しにくい。



- 秋・冬の水田を餌場にしないために、10月以降に秋鋤し、その後防除柵を撤去する。
(秋に防除柵を残しておくと、シカやイノシシを捕獲檻に誘引しやすくなる可能性がある)
- 春の水田を餌場にしないため、田植え前に防除柵を設置する。
(防除柵を張ると、田植え前にシカやイノシシを捕獲檻に誘引しやすくなる可能性がある)
- 秋・冬に畦畔を餌場にしないために、カメムシ防除降の畦畔等の草刈りは、最低限に抑える。
また、秋に畦畔の草刈りを実施する場合は、10月以降にする。
- バッファースゾーンの整備時は、下層植生も一部残しておくことも検討する。

本調査でご協力いただいた、佐野甲区、区農会、中山間集落協定管理体制の役員のみならず、調査は場でご協力いただいた(有)久美浜商事様にお礼申し上げます。

ヘアリーベッチの試作栽培について

丹後農業改良普及センター

目 的

丹後地域ではシカ、イノシシなどの獣害が農業生産に大きな影響を及ぼしています。対策としては、檻や猟銃による個体の削減、バッファースゾーン設置による侵入予防、餌となる農作物の囲い及び残渣などの処理が行われています。しかし依然として獣害の被害があり、苦慮している現状があります。

今回ヘアリーベッチを秋から春に作付けすることにより、シカの餌場となる面積を減らすことを目的に試作することとします。

シカはヘアリーベッチを避けて他の雑草を食するという報告があり、シカの餌となる雑草を抑えらるとともに、餌場となる面積を減らすことができるのではないかと考えています。

シカは秋から子供を産む準備を始めます。その時期に餌場を少なくすることにより、住みにくい環境を作ることが今回の狙いです。

ヘアリーベッチとは

マメ科のつる性の植物で、ヨーロッパでは牧草として使用されています。アレロパシーが強く、雑草の抑草効果が期待できます。10月中下旬には種すると、4月20日頃には草丈が30~40cmになります。開花は5月下旬ですが、その頃にはつるが1mを超えるほど生育が旺盛です。

6月頃から枯れ始め、7月には全て枯れていきます。

今回は試作ですが、将来山あいの田にヘアリーベッチを栽培することにより、シカの住みにくいムラづくりができるのではないかと期待しています。



ヘアリーベッチ後の作付けについて

マメ科の植物ですので、窒素が多く含まれています。後作は基肥を減らすことにより、環境にやさしい農業を展開することもできます。(実際滋賀県では、はなふじ米として付加価値をつけて販売しています)。

現在作付けをお願いしているほ場は水稻の予定です。

① 制度の目的（農業振興地域の整備に関する法律第1条原文）

この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

② 制度の仕組み

- ↓【国】…「基本指針」を定める。（農用地の確保等に関する事項等）
- ↓【府】…国の「基本指針」に基づき「基本方針」を定める。（農業振興地域の指定等）
- ↓【市】…府の「基本方針」に基づき「農業振興地域整備計画」を定める。



「農業振興地域整備計画」で定める事項等

→農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める。

ア 農用地利用計画

【農用地区域に含める土地】

- ① 集団的農用地（10ha以上）※H22.5までは20ha
- ② 農業生産基盤整備事業の対象地
- ③ 土地改良施設用地
- ④ 農業用施設用地（2ha以上又はア、イに隣接するもの）
- ⑤ その他農業振興を図るため必要な土地



- イ 農業生産基盤の整備開発計画
- ウ 農用地等の保全計画
- エ 規模拡大・農用地等の効率的利用の促進計画
- オ 農業近代化施設の整備計画
- カ 農業を担うべき者の育成・確保のための施設の整備計画
- キ 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ク 生活環境施設の整備計画
- ケ 必要に応じ、イ〜クにあわせて森林整備その他林業の振興との関連に関する事項

③ 農用地区域に含まれる農地の取り扱い

□ 補助事業の採択要件になります

国営事業、国庫・府補助事業及び融資事業による農業・農村整備事業等については、原則として農用地区域を対象として行われます。

一例：基盤整備事業（ほ場整備、農道、用排水路、かん水施設 など）、災害復旧事業、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金、耕作放棄地対策 など

□ 農業以外の用途での農地転用ができません

農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられます。これにより、農用地区域内では安心して耕作することができます。
(※農地転用＝農地を宅地など他の用途に転換すること)



自分の農地をいくら大切に守っても、近隣農地で転用が進めば、補助事業の対象にならなったり、水利の確保や周辺環境への配慮を要するなど、営農環境が大きく変わることもあります。

農用地区域の指定は、「農業地域の形成と保全」という観点に基づき地域全体で考える事が大切です！

□ 税制上の優遇措置があります

相続税財産の評価が純農地になる他、農用地区域内の農地等を譲渡・取得した場合に譲渡所得の特別控除や課税の特例措置が受けられる場合があります。優遇措置を受けるにはそれぞれ要件がありますので、詳しくは市農業委員会にお問い合わせください。

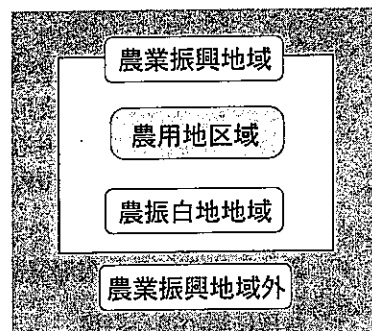
「農業振興地域」と「農用地区域」

「農業振興地域」は、都道府県知事が、相当長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として指定する地域です。

市町村長は、農業振興地域整備計画において、農業振興地域内の優良農地を「農用地区域」に指定します。

また、農業振興地域内の農用地区域以外の地域を「農振白地地域」と呼びます。制度上の厳密な意味は違いますが、「農用地区域」を指して、「農振」「農振地域」と呼ぶ方もあります。

(別途イラストも参照して下さい)



④ 農業振興地域内の農地転用

- (1) 農用地区域以外の農業振興地域（白地地域）における農地の転用については、農振法による開発規制は行われませんが、農地法による転用許可が必要になります。
- (2) 農用地区域内の農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途（農業用施設用地等）に供する場合以外認められません。なお、農用地利用計画の変更（農用地区域からの当該農地の除外）が必要と認められる場合は、農用地利用計画の変更をした上で農地法による転用許可を得る必要があります。

⑤ 農用地区域に含まれない土地等

- (1) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地、優良田園住宅建設計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域工業等導入促進法等のいわゆる地域整備法で定める計画の用途に供される土地、公益性が特に高いと認められる事業の用に供される土地は、農用地区域に含まれない土地とされています。
- (2) (1) 以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- イ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- オ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

(3) 農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となります。農用地区域の変更を内容とする農用地利用計画の決定に当たっては、関係権利者の意向を反映させるため、農用地利用計画案を公告し、30日間縦覧するとともに、15日間の意義申出の期間を設けています。また、農地転用を伴う場合は、農地転用許可処分との整合を保つため、事前に転用許可権者との調整を図ることとされています。

農業振興地域制度

内容

優良農地の確保と農業の健全な発展に寄与するため、農業を振興する地域を指定し、農用地等として利用すべき土地の区域を決め、その区域での土地の農業上の利用を確保するための規制や誘導措置が定められています。

農業振興地域の指定と農用地区域の設定

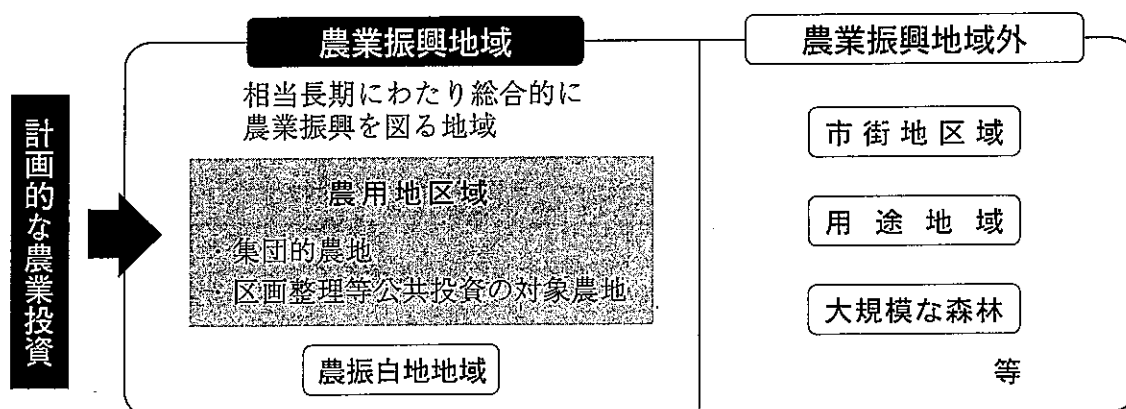
農業振興地域の指定

都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、相当長期（おおむね10年以上）にわたり、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域について農業振興地域を指定します。

農用地区域の設定

市町村が作成する農業振興地域整備計画で農用地区域を設定。集团的農用地や公共投資の対象となった農用地の優良農地を農用地区域として設定し、原則として転用を禁止しています。

「農業振興地域」と「農用地区域」



VII. 佐野甲区中山間、5年間の評価アンケート集約（概要）

（H22年5月22日 整理）

佐野甲中山間は、H12～16年度の第一期対策（5年間）の反省を踏まえ、集落協定書に基づく取組活動を進めて来ましたが、第二期対策の5年間（H17～21年度）が3月31日で終了します。

第二期対策は、集落アンケート調査の内容を「集落マスタープラン」（対策の必須項目）として整理し、「かけがえのないふるさとを創る」をスローガンとして、5年間の行程表に基づいて実践しました。マスタープラン（10～15年後を考えてみようとしての冊子）は全戸配布しました。

またH20年6月25日の協定農業者総会では「佐野甲中山間の中間評価」（報告）をしました。この5年間の第二期が終了することから、佐野甲としての評価をしたいと思います。

この調査は京都府丹後広域振興局、島根県中山間地域研究センターからのヒントを得ながら、島根県栗原集落、山口県周南市須金地区、岩手県館迫集落等のアンケートを参考として実施しています。アンケートは1世帯1調査表で行いますので、ご家族の方と相談しながらご記入下さい。

普段思っておられること等を書いて下さい。ご協力をよろしくお願いします。

（H22.2.21 区総会、お願い事項）

H22.2.27 佐野甲区中山間集落協定管理体制

アンケートは佐野甲区の73戸に対して実施し、48戸から回収しました。（回答率65.8%）

調査用紙は回収しましたが、記載（回答）内容もいろいろで、項目により無記載、無回答の部分もあり集約・整理しづらい内容でした。

項目の整理（割合）は、該当項目回答数から（回答合計数）の率で出しました。

記載された意見などは、基本としてそのまま転記しました。

第二期中山間対策の5年間は、H16年度のアンケート調査を参考に5年間の活動を実施してきましたが、今回の調査結果についても、佐野甲区の将来づくりや第三期の中山間対策の参考として活用していただければと思います。

1. 佐野甲の状況を確認していくため、おたずねします。

（5/1現、再調査）

前回（H16年度）の調査から6年間の年月が経っています。あなたの家族構成などについてお聞きします。

		①次々世代↓				②離陸世代↓				③主力世代↓		(単位：人)
家族		0-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳-	90歳-	
207人	男	2	11	8	9	11	17	17	9	10	7	
	女	8	7	12	8	8	18	15	11	12	7	
	計	10	18(9%)	20	17	19(9%)	35(17%)	32	20	22	14	
生徒数	小学	7	・ H16 アンケート調査75戸で回収は84%人数237人。この内38%が60歳以上 ・ H22.2月現在、73戸（配布物の対象戸数は75戸） ・ H21（農会資料）無人ヘリ防除農家数36戸（地区外等含む）、産米予約（販売）11戸									
	中学	6										
	高校	2										
	計	15人	今回の調査では、60歳以上（88人）が43%、70歳以上（56人）が27%となります。									

（注意）H22.2.1 作成の京丹後市年齢別人口では、集計230人となっています

2. あなたの農業等の状況についてお聞きします。（○で囲んで、メモ書きを）

○農業の状況について

（複数回答があります）

- ・ 水稻中心の農業だが生産物を販売している 4.5%
- ・ 飯米用の自家消費の農業である 34.5%
- ・ 農地を他の人に貸している（集落の人に、集落外の人に） 24.0%（46%、27%、その他27%）
- ・ 水田はしていないが家庭菜の栽培はしている 18.0%
- ・ 農業をしていない 9.0%

計 100.0%

(感想、思いを下記にメモ書きして下さい)

農業をしている方にお聞きします。農業に対する思いは？

- ・現状を守って行くだけの思いで、農業経営としては成り立っていないと思います
- ・魅力がなさ過ぎます 米が安くて赤字です
- ・自分で消費するくらい自分で栽培してみたい
- ・老後の健康管理のため自分の土地の範囲でやれば楽しいと思う
- ・現役中には獣害にあまりにも手間がかかります
- ・意見は無しです
- ・(農業をすることは) いやではないのです 現状維持の考えですが高齢で先行き不安です
- ・自分で作ったものを食べたいが経費は抑えたい
- ・農業は好きです

農業をしていない方におたずねします。集落の農業を見て思うことは？

- ・農家の方は積極的に耕作しておられると思います
- ・現金収入を得るため直売所を作れば農作物を作る励みになると思う
- ・農業をしていないので見てわかりません。別にありません
- ・担い手の人は積極的に区の農業を引っ張ってほしい

○水稻栽培をしておられる方におたずねします。(○で囲んで、メモ書きを)

・これから5年くらいは栽培を継続したい	8%
・10年くらい栽培を続けたい	25%
・10年以上栽培を続けたい	63%
・元気で体力があっても継続していないかもしれない(理由は、老齢のため)	4%
計 100.0%	

○所有しておられる機械は？ → 記載の機械名、台数等いろいろで集約できず
(佐野甲区の農業形態を把握するため、教えて下さい)

(5/1現、再調査)

(単位：台)

3月調査の回収において、 記載のあったもので整理しました	合計	内 訳
トラクター	31	25馬力以内 (29台) 25馬力以上 (2台)
田植機	20	乗用6条 (1)、4条 (14)、3条 (1)、2条 (2) その他 (乗用でない) (2)
コンバイン	5	
バインダー	5	乗用6条 (1) 4条 (2) 3条 (2)
乾燥機	8	6000 4200 3200 2400kg
脱穀機	1	
軽トラック	30	(農林業に利用する車で調査。以外を入れるともっと多くの台数)
管理機 (耕耘機、テラー)	32	(もっと多くの台数があると思います)
給水ポンプ	12	
動力噴霧器	17	
草刈機	66	(もっと多くの台数があると思います)
バックホー	2	
その他		電柵6の記入もありました (台数が多いと思います)

○今後はどうしていきたいですか？ (○で囲んで、メモ書きを)

・拡大したい	13%
・現状維持	69%
・縮小したい	
・やめる	9%
・どうするか迷っている	9%
計 100.0%	

○縮小、やめる、迷っていると答えられた方は、農地をどうされますか？

- ・ 集落内の担い手農家に委託したい 50%
- ・ その他 (JAに委託、集落外の人に委託、区内の農会組織等に委託したい、わからない)

3. 私たちの集落のことについて、おたずねします。

前回のアンケートでは、次の回答をいただきました。(詳しくは、マスタープランを参照)

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ・ ①居住しやすい集落ですか？②農村風景は美しいですか？ | 一番多い回答は普通と思う人(① 62%、② 58%) |
| ・ 大規模農家に水田を集積して地域の農地を守っている | 普通(そうであると思う人が47%) |
| ・ 個人それぞれが地域の農地を守っている | 普通(そうであると思う人が54%) |
| ・ 取組が他の地域より進んでいる | そうは思わない人(66%) |
| ・ 新しい人を受け入れやすい | そうは思わない人(67%) |
| ・ 将来の農業に不安がある | そのとおりだと思う人(47%) |
| ・ 今後、地域としてどう水田等を管理していくべきか？ | 大規模の農家に集積すべき(33%) |
| ・ 農業に対する生き甲斐は？ | 良いものが収穫できたとき(33%) 農作業をしているとき(10%) |
| ・ 水稲から園芸等の特産物育成への取組について？ | 参加できる体制を再構築すべき(66%) |
| ・ 区、区農会はあなたにとってどのような存在ですか？ | 多数の意見がありました |

佐野甲の将来の姿をどのように想像していますか？

また、これから取組でどんなことが大切だと考えられますか？(思いを書いて下さい)

将来の姿……

- ・ 農村
- ・ まったく不明
- ・ 特に無し
- ・ わからない
- ・ 現在住んでいる人がそのまま経過しました みたいな
- ・ 農業は大規模農家のみにすべきです
- ・ 農家が少なくなると思う。過疎化・高齢化は急激に進む
- ・ 特定農家へ耕地集積されると思うが農地を維持するには多数の区民が参加できる仕組みづくりを
- ・ 高齢化により農地、用水路の管理ができなくなる
- ・ 佐野甲の戸数は半数になると思う。今以上に高齢化が進み戸数は減少していくだろう
- ・ 10年後を考えると寂しい(子どもがいない。老人宅が多い。戸数激減)
- ・ 婚活し子どもづくりを若い人はしなくてはならない

取組で大切だと思う、具体的な内容は？

- ・ 耕作地の維持、保全
- ・ 農業生産から収入を確保させる取組
- ・ わからない
- ・ できる者が応援できるような組織をつくる
- ・ U・Iターンの受け入れ易い集落の体制づくり
- ・ みんなで団結、共同作業、農地の保全を考えねばと思うが
- ・ 若い人が農業に興味を持つべきだ
- ・ 自分の生活で大変な部分もあると思うが協力しあっていくべきだ
- ・ 人口減少でも居住し続けることのできる仕組みをつくっておくこと
- 行政の簡素化
段差を少なくした出入り口
老人になっても住める居住スペース
風呂の手すり
- ・ 都市に住むという人が最適である価値観を再考させること。
田舎でも情報文化面でそん色ないと若者に認識できる施策
- ・ 村中、隣近所のつながりを強固にする。区内の団体は少なくではなく、できるだけ維持していけば

佐野甲区内の各組織、団体への思いは？

- ・特になし
- ・全員でがんばってほしい
- ・人が減ることで集落単位を超えた運営を進める
- ・区はがんばってほしい。現状の区（の活動）は不十分
- ・農道、林道の整備、修繕をしてほしい
- ・区長仕事の軽減を含めた改善を早急に行うべきだ
- ・組織の簡素化
- ・区会議員を部長とする部制（職務を分担すべきと思う）
- ・農会を区に合併して中山間事業を区として推進
- ・区の事業（作業）などを行うことを告知し役員だけでなく区民の中で出役できる者の協力を得る体制づくり
- ・若返りが必要（世帯主でなくても必要な人（女性も）は区役員を担当するようにすれば良い）
- ・区内の団体との連絡とかが不足している

区農会に対して、思うこと。言いたいこと。期待は？

- ・特になし
- ・今の農会は何もやっていない。やることがない
- ・もう農会はいらないと思う。大口農家です
- ・農会は中山間事業の執行体制で
- ・久美浜商事と一体となった農業を試みては
- ・区行政への組み入れ化による簡素化。組長と兼務したら良いと思う（区役員人員数と経費の節減）
- ・農会はがんばってると思う。現状で良い。ご苦労さんです
- ・転作を実施をしない人、ちょっとの人もある。農会の中で調整し、農会（区）の方針に協力してまじめにする人がばかを見ないようにしてほしい。必要なことは言う農会であってほしい
- ・ヘリ防除は続けてほしい

その他、区内の団体に対して、思うこと。言いたいこと。期待は？（中山間管理体制に対してもお願いします）

団体名：記載なし

- ・特になし
- ・中山間委員の方は大変ご苦労だったと思います。中山間体制を続けてほしい
- ・長く関わっている役員さんには本当にご苦労様と言いたい
- ・佐野甲の活性化に一役も二役もかかわっていただいてありがとう
- ・各団体それぞれの活動でなく連携した活動の強化をする、そのための研究が必要だと思う
- ・各団体、がんばってほしい

4. 中山間・第二期対策（H17～21年度）の取組活動についておたずねします。（○で囲んで。メモ書きを）

- ・取組をして良かったと思う A 良かった B 良くなかった C どちらともいえない
81% 3% 16%

その理由を聞かせて下さい。（取組内容は、次のページの取組内容まとめを参考にしてください）

- ・区費を使わずできた事業（内容）もある
- ・無人ヘリ防除、バッファゾーン（山裾の刈り払い）、用水路の保安全管理等の必要な事業ができた
- ・役員さんが大変だと思う
- ・目標をもった事業展開が望まれる
- ・いろいろなことができた（農地の保全、佐野甲地域の潤沢など）

・取組に進んで参加した	A 参加した 62%	B しなかった 19%	C 都合により参加できなかった 19%
・農地の保全に役立った	A そう思う 85%	B そうは思わない 3%	C どちらともいえない 12%
・地域の活性化に結びついた	A そう思う 78%	B そうは思わない 3%	C どちらともいえない 19%

佐野甲では第三期の話はまだですが、他地区では話し合いが進められています。
H21.11.27の政府の行政刷新会議の「事業仕分け」において新年度の対策は要求通り（継続）となっています。

・佐野甲の第三期対策をどう考えますか？	A 実施すべきである 61%	B しなくてもよい 7%	C わからない 32%
---------------------	-------------------	-----------------	----------------

Aと答えられた方 次の対策での取組を考えたら良いと思う内容は？ 意見を聞かせて下さい。

- ・市への要望に対する回答（中山間事業で）があるので継続していくことの必要性を感じます
- ・農業を維持する改善事業（経費を伴うもの）は中山間事業しか現在では考えられない
- ・実施すべきと思いますが、一部の役員さんばかりの負担では申し訳ないので、その辺を考えて実施すべきだと思います
- ・（中山間の役員に）多大の負担が掛かっている（進める）体制などの対策が必要
- ・無理矢理的な実施は反対です
- ・農地・水・環境対策は（佐野甲では）できなかった
- ・補助金のある事業に取り組みしないと区費を上げるとか個人負担が多くなると思う
- ・獣加工施設を生かした活性化につながる活動ができないか？

Bと答えられた方 なぜですか？ 意見を聞かせて下さい。

- ・中山間事業があるから正常な農地が確保されたとは考えにくい。田舎に後継ぎが帰ってきて田を耕すかどうかポイントで、後継ぎのいない高齢者に金を出しても若い担い手のいないところでは活性化に貢献していない。費用対効果も疑問。
- ・小手先の事業に終わっている
- ・農地は別になくなってもよいと思う

中山間・第二期対策（H17～21年度）取組内容のまとめ

- 中山間の第二期対策の役員は5年間の固定した体制でした。また、区内の各団体の協力をいただくため「佐野甲区中山間推進委員会」を設置し取組活動への支援等をいただきました。交付金の50%は協定農業者、残りの50%は集落協定に基づく共同取組の活動費として執行しました。（農林道の草刈り、用水路等の掃除等の活動）市等の指導もあり、H21年度からは協定農業者＋出役者（区民）として参加者の変更を行いました。
集落の皆さんの命と暮らしを守る自警消防の活動も共同取組活動の一部分に位置づけしながら、区と自警消防団を主体に毎年防災訓練等を実施していただきました。
また集落内の2つの作業場に「長椅子」、子供館には「椅子に活用できる切り株」を配置し、集落内交流等と集落内コミュニティの促進に努めました。
二期対策では事業の選択要件（佐野甲で出来ること、進めることが必要であること）を選定し、前期対策と同額の交付金額を確保しました。
- 小学校との体験学習、農地に接する山林の刈り払い（バッファゾーン）の実施、外部から支援いただいたアストラゼネカ社との協働活動、山ぎわの水田部を活用した和牛の放牧（レンタカウ、サポートカウによる獣害対策、用水路周辺の環境良化）、区農会にお世話になっているH16年度から開始した「無人ヘリによる共同防除」による農作業の省力化と良質米の確保に努めてきました。
主要な農業用水の取水部（井堰板の更新、山の土崩れによる用水路の埋設時の小型重機による土の除去等）の確保にも努めました。
- 事業で選択した要件は、目標年度において達成することができました。皆さん方の御理解と支援の中で実施した中山間活動は、府内の特徴ある取組活動の一つとして紹介され、先進地の視察先として佐野甲区、佐野甲区の取組の事例発表等の要請を受け対応しました。

このような取組についての感想を聞かせて下さい。

また、これから必要であると思われる活動内容があればメモ書きをして下さい。

・長期間、ご苦労さんでした

他の地区に比べていろんな面でお世話になり、援助してもらえて助かりました

先にも書きましたが、一部の役員さんだけに頼ることにならない体制をお互い考えていきたいと思います

・佐野甲中山間役員さん、ご苦労さんでした。皆様には大変お世話になり感謝しております

取り組みにもう少し区民を引き込むことも必要だと思います。あまりにも役員さんの負担が重いように思います

参加しやすい活動もあると思います。参加された人は中山間に関心を持ちますが、そうでない人はほとんど関心がないように思う

・区並びに区民へ対しての（中山間事業の取組は）貢献度は大なるものがある

・中山間事業に取り組んで良かったと思う。交付金の使徒は農業関係に限られるのでしょうか？

その他に使えるのなら子供達のために使ってほしい

・レンタカウ（粗放的畜産）、小学校との取組（サツマイモ、川、牛の体験学習会など）、アストラゼネカ社受け入れは良いが、その他のことも今後必要だと考えます

・佐野甲区の総会において中山間の実施を決定していますが、区・区農会の役員によっては、中山間のことは中山間の役員任せと考えている人がおり残念である

・わからない

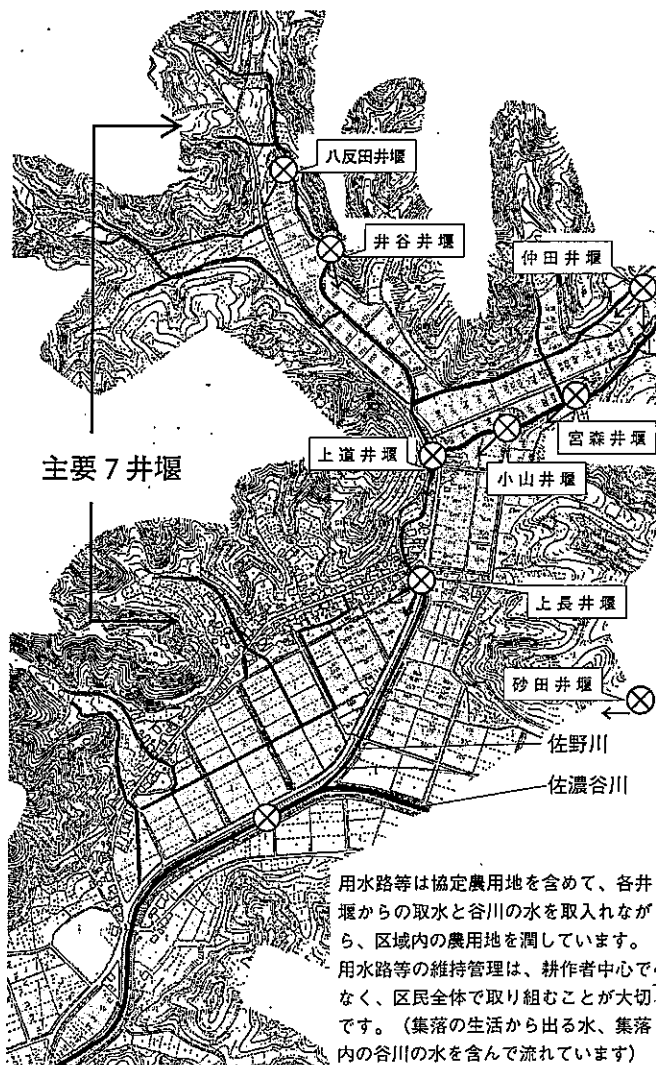
第二期対策に関わる会計処理は、H22年度も続くと思いますが、

中山間・第二期対策の5年間のご支援、ご協力、ありがとうございました。

佐野甲区中山間集落協定管理体制（最終年度：H21年度）

参考：農用地内への主な取水部

～井堰から用水路へ～



VIII.人と野生鳥獣の共生の村づくり事業計画書（京丹後市久美浜町佐野甲地区）

H21年3月 京丹後市

1. 地域の選定

京丹後市における鳥獣被害は、農作物被害で年間約5,400万円（H19年実績）である。また農道や農地の畦畔等、金額換算できない農業用施設等の被害も発生している。

主な鳥獣として、イノシシが全体の約40%（約2,300万円）、シカが約30%（約1,700万円）、サルが約2%（約92万円）を占めており、これらの被害は年々拡大の傾向にある。

京丹後市では防除施設の設置支援とともに、被害を与える野生鳥獣を有害鳥獣と位置づけ、市内の猟友会の協力を得ながら個体数調整のための捕獲を行っている。イノシシ、シカ用の防除対策として、市内の75地区に対し、約3,130万円（H20実績）の防除施設の設置支援を行っている。

捕獲対策として京都府猟友会（市内3支部）の有害鳥獣捕獲班を編成し、年間でイノシシ1,787頭、シカ652頭、サル23頭（H20実績）の捕獲実績がある。防除施設の設置、有害鳥獣の捕獲ともに近年増加しているが、農作物等への被害抑止効果は思うように得られていないのが現状である。

市では従来からの防除、捕獲対策と併せて、新たに人と野生鳥獣の共生のための環境づくり対策に取り組み、より総合的かつ効果的な有害鳥獣対策に努めている。

今回選定した久美浜町佐野甲集落は、中山間地域等直接支払制度を活用し「かけがえのない私たちのふるさとを創る」をスローガンとして集落ぐるみの取組を実践しており、H16年度からは京都府のレンタカウ制度を活用した和牛の放牧に取り組んでいる。当集落では電気柵の設置や狩猟免許を取得するなど、鳥獣被害の対策を積極的に行い、集落としての意識の高さが確認できる。

さらに集落を支援するため、当集落を事業地として選定する。

2. 地域の概要

京丹後市久美浜町佐野甲地区は京丹後市の西部に位置し、世帯数74戸、人口234人（H21年3月末現在）の集落である。集落の東から南にかけて、40.59haの農地が広がっており、その内23.74haが中山間地域等直接支払制度の対象区域になっている。

栽培作物は水稻を中心に、豆類、花き、家庭菜園（野菜）である。獣害は主にイノシシ、シカ被害が多く発生している。また民家周辺の柿等の果樹にはクマの被害があり、人的被害も懸念されている。

当集落は、被害対策として野生鳥獣との共生の環境づくり（バッファゾーンの整備）に力をいれ、複数の対策を組み合わせ被害防止の活動を実践しているところが特徴である。

（1）農地の状況

農地面積は集落全体で40.59haあり、そのうち80%が水田である。
作物の中心は水稻であり、一部水田農業構造対策により豆類等を導入している。

単位：ha

田	畑	果樹園	その他	耕作放棄地	合計
32.67	7.83	0.00	0.00	0.09	40.59

田：H20水稻共済細目書、畑：登記簿より（H21.3.10現在）

（2）森林の状況

森林面積は全体で467.10haであり、その内、人工林が45%（210.24ha）を占めている。
当集落では、スギ、ヒノキの他にアカマツの植林もあったが、近年は松くい虫被害により、松林は壊滅状態にある。森林施業を行う所有者も減少し、ほとんどいない状況である。

ア 所有形態別

単位：ha

私有林	公有林	国有林	合計
467.10	0.00	0.00	467.10

森林簿より（H21.3.10現在）

イ 樹種別

単位：ha

スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	タケ	その他	合計
34.06	63.86	112.32	213.70	5.48	37.68	467.10

森林簿より（H21.3.10現在）

3. 鳥獣被害等の概要

(1) 農地の被害状況

集落における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、クマ、ヌートリア、ウサギによるものが確認されているが、特にイノシシとシカの被害が多い。

被害の状況は、農作物の他に田畑の畦、法面、水路等の農業生産基盤にも及んでいる。
クマについては、民家周辺の畑や柿等の果樹に被害が出ており、目撃者も多く人的被害が懸念される。

農地の被害状況（面積）（H20年度実績）

単位：ha

鳥獣の種類	米	野菜	いも	豆	果樹	その他	合計
イノシシ	0.67	0.07	0.02	0.05	—	—	0.81
シカ	0.45	0.05	0.01	0.05	—	—	0.56
クマ	—	—	—	—	—	—	—
合計	1.12	0.12	0.03	0.10	—	—	1.37

農家聞き取り調査より（H21.3.10現在）

※クマは民家の庭先にある果樹被害が多いが、栽培面積は少ない。

(2) 森林の被害状況

森林における鳥獣被害は、シカによる幼齢林の食害、皮はぎ、枯死等が確認されているが、被害量の把握は不十分な状況にある。

(3) 防除施設の設置状況

以前から個々の農業者で防除対策を実施していたが、H14年度中山間地域等直接支払制度の共同取組活動で電気柵を導入してから、集落全体での取組となっている。

個人の防除ネット、電気柵を含め集落内の主要な農用地に防除施設が配置されている。

施設の種類	設置面積(ha)	耕作地面積(ha)	カバー率(%)		
			全体	イノシシ	シカ
電気柵	20.12	40.50	50	50	—
シカネット	18.00		44	—	44
合計	38.12	40.50	94	50	44

農家聞き取り調査より（H21.3.10現在）

(4) 有害捕獲の状況

有害鳥獣の捕獲は、(社)京都府猟友会久美浜支部へ委託している。

イノシシ、シカの被害が年間を通じて発生している状況から、狩猟期間（11月15日～2月15日）とその前後10日間を除く期間においても捕獲している。

当集落では、H19年度に2名が狩猟免許（わな猟）を取得し捕獲に努め、捕獲の実績（イノシシ、シカ）は増加している。

単位：頭

年度	鳥獣の種類	捕獲頭数	内訳		
			檻・柵	わな	銃器
19	イノシシ	4	4	—	—
	シカ	3	3	—	—
20	イノシシ	29	13	16	—
	シカ	23	9	8	6

H19,20有害鳥獣捕獲実績報告（久美浜支部猟友会）より

単位：基

はこおり	7
囲いわな(柵)	1
くくりわな	0

久美浜支部猟友会聞き取り調査より

4. 被害対策

集落農地のほぼ全体に防除施設を設置している。また山林と農地の境界での和牛の放牧、農地に隣接する管理不十分な里山の整備（間伐、除伐）やバッファゾーン（緩衝帯）の整備を実施している。捕獲班での捕獲実績も増加している。

今後は集落で総合的な被害対策を検討し、「環境整備」「防除対策」「捕獲」等の対策を継続・実施しながら被害ゼロの集落づくりを目指す。

年 度	項 目	事 業	内 容	担 当
20年度	被害防除計画	計画書作成	被害ゼロの集落づくりを行うための「計画書」の作成	市、区
			被害マップの作成	
	生息環境管理	バッファゾーン整備	共生の村づくり事業（府）によるバッファゾーン整備（L=200m）等	市
			レンタカウ制度、地域サポートカウ事業を活用した和牛の放牧	区
	個体数管理	捕 獲	猟友会捕獲班による有害鳥獣の捕獲 地域内での檻、柵等による捕獲	市
21年度	被害防除計画	計画の検証	被害防除計画の検証	市、区
			被害マップの検証	
	生息環境管理	バッファゾーン管理	バッファゾーンの効果検証、管理体制の検討	区
			レンタカウ、サポートカウによる和牛の放牧（粗放的畜産）	区
	被害地管理	防除施設点検	防除施設の効果的な管理と体制の整備	区
		農地点検等	野菜くずの除去等集落内での啓発活動、地域ぐるみでの防除対策	区
	個体数管理	捕 獲	猟友会捕獲班による有害鳥獣の捕獲 檻、柵等による捕獲	市
22年度以降	被害防除計画	計画の検証	計画の検証	市、区
			被害マップの検証	
	生息環境管理	バッファゾーン管理	バッファゾーンの効果検証、管理体制の検討	区
			レンタカウ、地域サポートカウ事業を利用した牛の放牧	区
	被害地管理	防除施設点検	防除施設の効果的な管理と体制の整備	区
		農地点検	野菜くずの除去等集落内での啓発活動と地域ぐるみでの防除対策	区
	個体数管理	捕 獲	猟友会捕獲班による有害鳥獣の捕獲 檻、柵等による捕獲	市

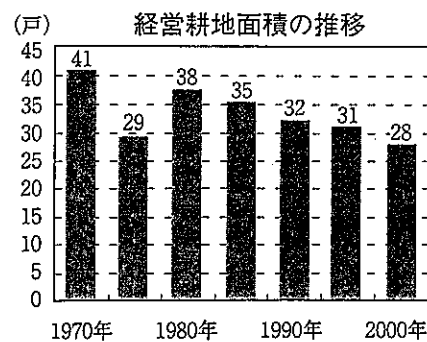
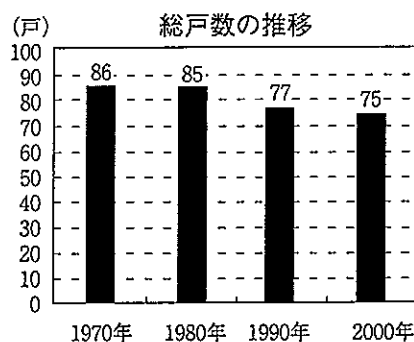
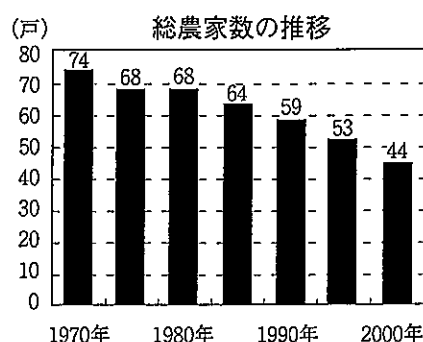
（注意）担当の区は集落全体（佐野甲区、区農会、区中山間管理体制、区内住民等の取組活動を示す）

被害の様子など（集落に被害を与える獣・シカ、イノシシ）



IX. H18年度市農業農村振興ビジョン策定業務・中間(H19.10)資料から

集落名：141佐野甲



総農家数の推移及び将来予測

単位：戸

総集落数：173集落（うち移転先：17集落）														
	旧町村名	集落名	集落番号	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2010年	2020年	増減率※	地勢
峰	上佐濃村	尉ヶ畑	137	43	39	40	39	34	34	34	30	27	79.1%	裾野
		奥山	138	13	13	13	12	6	5	5	1	-2	38.5%	山間
		二俣	139	34	31	31	28	26	24	22	18	14	64.7%	山間
		小桑	140	40	39	38	37	33	27	24	20	15	60.0%	裾野
		佐野甲	141	74	68	68	64	59	53	44	38	29	59.5%	裾野
		佐野乙	142	18	16	16	18	16	16	14	14	13	77.8%	裾野
		佐野丙	143	10	10	10	11	10	9	8	8	8	80.0%	裾野
		安養寺	144	20	20	20	18	17	16	15	13	12	75.0%	裾野
		野中	145	30	26	18	14	11	8	6	-4	-13	20.0%	裾野

総戸数の推移及び将来予測

単位：戸

旧町村名	集落名	集落番号	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	増減率※	地勢
峰	上佐濃村	尉ヶ畑	137	46	44	44	43	42	95.7%	裾野
		奥山	138	13	13	10	7	6	53.8%	山間
		二俣	139	34	39	32	30	29	88.2%	山間
		小桑	140	43	41	40	39	38	90.7%	裾野
		佐野甲	141	86	85	77	75	71	87.2%	裾野
		佐野乙	142	22	22	19	18	17	81.8%	裾野
		佐野丙	143	20	19	18	20	19	100.0%	裾野
		安養寺	144	31	29	29	31	30	100.0%	裾野
		野中	145	49	50	45	43	41	87.8%	裾野

久美浜町上佐濃村 集落番号141 佐野甲

経営耕地面積の推移及び将来予測

単位：ha

長野県市町村合併後の集落別世帯数推移（単位：世帯）														
	旧町村名	集落名	集落番号	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2010年	2020年	増減率※	地勢
峰	上佐濃村	尉ヶ畑	137	26	18	18	20	22	20	22	20	20	84.5%	裾野
		奥山	138	8	7	7	4	4	4	5	2	1	59.1%	山間
		二俣	139	17	14	19	20	18	16	15	17	17	89.9%	山間
		小桑	140	25	21	24	27	27	25	27	28	30	109.0%	裾野
		佐野甲	141	41	29	38	35	32	31	28	26	23	67.9%	裾野
		佐野乙	142	14	11	14	13	13	12	11	11	11	80.9%	裾野
		佐野丙	143	5	3	5	5	4	3	2	2	2	49.1%	裾野
		安養寺	144	9	7	8	9	8	10	11	12	13	128.0%	裾野
		野中	145	8	7	6	6	5	3	2	0	-2	23.8%	裾野

2000年集落カードより市調べ

旧町名	旧町村名	集落名	総戸数(非農家含む)	農家数、同増減	65歳以上農家人口	経営耕地面積(ha)	地勢	認定農業者数(人)	集落営農有無(1or0)	企業参入(企業数)
			戸数	2000/1980				稲作中心	その他中心	
137	久美浜町	尉ヶ畑	44	34	85.0%	28.4%	21.5	裾野	—	—
138		奥山	7	5	38.5%	53.8%	4.7	山間	—	—
139		二俣	30	22	71.0%	40.5%	14.9	山間	—	—
140		小桑	39	24	63.2%	32.7%	26.9	裾野	2	—
141		佐野甲	75	44	64.7%	31.3%	27.8	裾野	1	—
142		佐野乙	18	14	87.5%	36.1%	11.1	裾野	—	—
143		佐野丙	20	8	80.0%	30.6%	2.3	裾野	—	—
144		安養寺	31	15	75.0%	25.0%	11.4	裾野	—	—
145		野中	43	6	33.3%	54.2%	1.9	裾野	—	—

最近、ふるさとに飛来するコウノトリについて

1716～	享保～元文	ほぼ全国に生息
1830～	天保年間	出石藩主が繁殖地(藩有林の桜尾山)を「鶴山」と名付け禁猟区
1868～		乱獲(狩猟が一般に認められる)
1892	明治元年	「鶴山」のコウノトリに保護の勅令
1908	M 41	狩猟法により保護鳥となる
1921	大正10	鶴山が天然記念物に指定
1943	昭和18	第二次世界大戦のため国有松林が伐採、コウノトリ四散
1953	S 28	生息地が豊岡盆地に移動
1955	S 30	こうのと里保護協賛会が発足(但馬コウノトリ保存会に改称)
	S 31	特別天然記念物に格上げ
1959～	S 33	農薬の普及 → 1966(S41) コウノトリの死因は水銀剤農薬と判明
	S 34	人工巣塔・餌場の設置、ドジョウ一匹運動、愛のきよ金運動
	S 40	豊岡市に「コウノトリ飼育場」 → 人工飼育を始める
		→ 兵庫県に指定
1971	S 46	豊岡市内で国内最後の野生の一羽が死ぬ
	S 56	保存会の活動を豊岡市が引き継ぐ
1985	S 60	旧ソ連・ハバロスク地方から幼鳥6羽
	S 61	豊岡で捕獲された最後の一羽が飼育場で死ぬ
1989	平成元年	飼育場での初めての孵化に成功
	H 3	飼育場が「コウノトリ保護・増殖センター」に改称
	H 7	阪神淡路大震災
	H 9	無農薬による稲作始まる(豊岡あいがも稲作研究会 発足)
	H10	繁殖が軌道にのり、飼育数が50羽を超える
	H11	コウノトリ郷公園、開園
2005	H17	合併、新・豊岡市 9/24試験放鳥の開始(5羽)
		※野生での絶滅から34年、人工飼育開始から40年、保護活動から50年目
コウノトリ保護の歴史から、いつも心に浮かぶ言葉(豊岡市長) 願うこと、願い続けること、投げ出さないこと		

参考文献：神戸新聞総合出版センター
「コウノトリ再び空へ」より

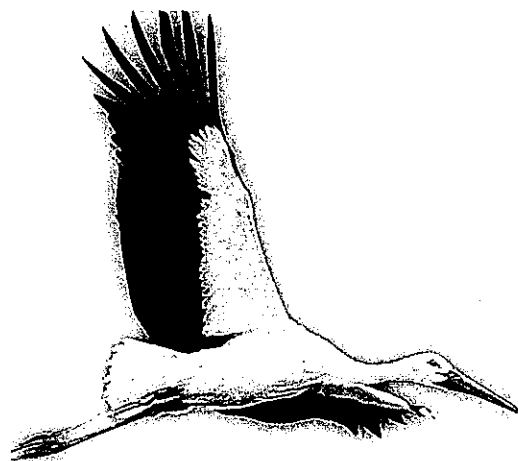
佐野甲区では…

2011	H 23	佐野甲にも飛来、区内の水田で姿を見る
2012	H 24.3	佐濃地区内で巣づくり

先人の言葉

我々は、歴史より生まれ、次の歴史をつくり、
こうした歴史から脱することのできない宿命におかれておる。
次代へ実る歴史を譲ることこそ現代われわれの責務であり、
理想でなければならぬと信ずるものである。

昭和三十四年 佐濃村誌



佐野甲区にも コウノトリが来ています